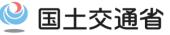
技術規制の見直しのフォローアップについて

国土交通省 航空局 平成31年3月



技術規制の見直しの背景と経緯



背景

- 平成23年12月より、「安全に関する技術規制のあり方検討会」において、航空会社からの技術規制のあり方に関する要望を 検討し、平成24年6月に報告書をとりまとめ
- ▶ その後、LCCの本格参入、訪日外国人旅客の増加、航空機整備事業の規模の拡大等、新たなニーズが生じている可能性があることから、平成28年4月~5月、8月~9月の2回にわたって新規参入者を含めた幅広い航空関連事業者から技術規制の見直し要望を募集
- 交通政策審議会航空分科会技術・安全部会に設置した「技術規制検討小委員会」において、これらの要望について検討し平成 29年8月に同部会で報告書をとりまとめ

小委員会委員

荒木 由季子 (株)日立製作所

理事 CSR・環境戦略本部 本部長

<u>井川 勇喜夫</u> (公財) 航空輸送技術研究センター 常務理事 技術部長

<u>井上 伸一</u> (公社) 日本航空機操縦士協会 副会長

<u>大上 二三雄</u> エム・アイ・コンサルティンググループ(株) 代表取締役

<u>工東 信郎</u> (公社)日本航空技術協会 常務理事 総務部長

鐘尾 みや子 (一社) 日本女性航空協会理事長

鈴木 真二 東京大学大学院工学系研究科 教授【委員長】

<u>平田 輝満</u> 茨城大学工学部都市システム工学科 准教授 松尾 亜紀子 慶應義塾大学理丁学部 教授

(50音順、敬称略)

これまでの経緯

平成28年

3月31日 第6回技術・安全部会(要望募集を報告)

4月~5月 1次募集(安全担当部門宛)

8月 9日 第7回技術・安全部会(小委員会を設置)

8月~9月 2次募集(経営・企画部門宛)

9月 5日 第1回小委員会(委員長の選任、進め方の確認)

平成29年

3月 6日 第2回小委員会(3WGの設置)

~6月 6日 運航・安全管理WG、製造・検査・整備WG、 乗員WGにおいて個別項目の審議

6月19日 第3回小委員会(各WGでの検討結果報告、 重点項目、とりまとめの方向性について議論)

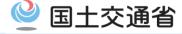
6月30日 第4回小委員会(報告書案のとりまとめ)

8月 2日 第9回技術・安全部会(報告書のとりまとめ)

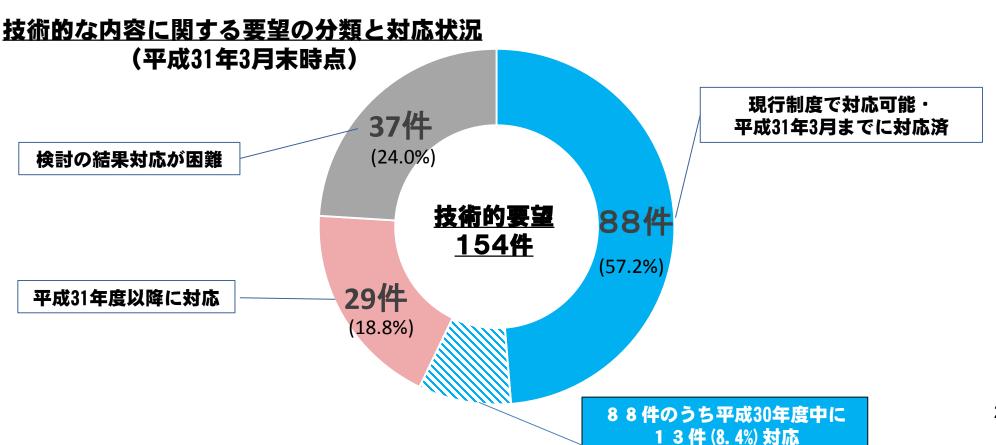
平成30年

3月29日 第11回技術・安全部会(報告書のフォローアップ)

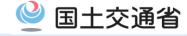
要望についての対応状況



- 報告書において、航空局で検討した技術的な内容に関する要望154件のうち、4分の3以上である 117件について対応済又は対応を行うこととした。
- 昨年のフォローアップまでに75件について対応済。さらに平成30年度に13件対応し、合計で88件 対応した。現在29件について検討中(平成31年3月末時点)。(詳細は別添1参照)
- この他、技術的な内容が主でない要望のうち、対応・検討を行うこととされていた30件中、16件について対応済、現在14件について検討中(平成31年3月末時点)。(詳細は別添2参照)



平成30年度の技術規制見直しの主な進捗について①



自衛隊操縦士の活用

No.135,136

制度の概要

自衛隊出身操縦士が民間航空会社の操縦士として乗務するためには、航空法に基づく計器飛行証明及び 乗務する大型機の型式限定を取得する必要がある。

見直しの概要

- 一定の飛行経験を有する自衛隊出身操縦士について、計器飛行証明の実地試験の科目の一部を縮減。
- 入社後に事業者の負担で行う大型機の型式限 定の取得試験と同時に、計器飛行証明の取得試 験も実施できることとした。(平成31年4月から)

見直しの効果

計器飛行証明の取得に係る負担軽減により、自衛隊出身操縦士の民間活躍促進が図られる。



負担軽減



出典:航空自衛隊2018パンフレット

シニア操縦士の活用

No.142

制度の概要

60歳以上65歳未満の操縦士を組み合わせて乗務 させる(加齢互乗)場合、航空会社の健康管理部 門、乗員健康管理医及び指定航空身体検査医との 間で常時連絡体制が必要。

見直しの概要

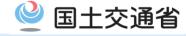
「航空機乗組員の健康管理に関する基準」の適用 (29年1月)により航空会社の健康管理体制の充実 が図られたこと等から、指定航空身体検査医との常 時連絡体制は求めないこととした。

見直しの効果

加齢互乗を行うための要件 の緩和により、シニア操縦士 の活用促進が図られる。



平成30年度の技術規制見直しの主な進捗について②



航空機検査制度の見直し

No.53,82,95,102

制度の概要

国の直接検査により航空機及び装備品の安全を確保することを原則とし、その省略・特例制度として、認定事業場制度、「連続式」耐空証明制度等が設けられている

見直しの概要

国が行う装備品1点毎の安全基準への適合性の検査(予備品証明検査)を廃止し国の認定を受けた事業場自らがその安全性を確認する制度へ一本化するとともに、「連続式」耐空証明の対象航空機を拡大する(注:当該内容を盛り込んだ航空法改正法案を今期通常国会へ提出中であり、施行時期は未定)

見直しの効果

(航空法改正法案が国会で成立、施行された場合)民間事業者の能力活用とともに、国の指導・監督を一層強化することにより、合理的な航空機の安全確保が可能となる



複数型式の同時乗務

No.146,153,154

制度の概要

- ・訓練の種類に応じて、必要な訓練時間が定められており、型式毎に訓練が必要となる
- ・運航の安全上、操縦士は、一型式に限定して乗務している

見直しの概要

- ・航空当局により認められた報告書(FSBレポート等)を参考に、型式間の操縦方法の類似性を考慮して訓練を合理化することを可能とする
- ・操縦の方法が類似する複数型式の同時乗務を可能とする(平成31年3月末)

見直しの効果

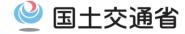
- ・効率的な訓練の実施が可能
- 効率的な乗員配置が可能



分類B2(平成29年度内に対応)とされていた案件のうち対応を継続しているものについで 国土交通省 (技術的な内容に関する要望)

番号	要望事項	新たな対応予定時期	理由
57	予備品証明対象部品表の作成	平成31年5月中	航空会社と調整を行っているが、対象となる部品 数が膨大で、意見集約及び技術的検討に時間を 要しているため。
120	型式限定変更時の試験科目等の省 略	平成31年度中	類似型式間の型式限定変更の実技試験科目等を 適切に審査する制度のあり方や、当局の審査体制 の検討に時間を要したため

航空安全技術規制に関する目安箱について



概要

安全に関する技術規制について、制度や運用の見直しを有効なものとするため、「航空安全技術規制に関する目安箱」が平成24年に設置されたところ、平成29年8月にとりまとめられた「航空に係る技術的な規制の見直しについて(報告書)」を踏まえ、積極的な活用を図るために運用を改善し、事業者等からの要望を収集し、その対応について回答。

投稿方法

専用のフォーマットを用意し、専用メールアドレス宛に電子メールにて提出。

運用

- 要望内容と対応は原則公表。
- ・回答期限は、要望受付日より起算して原則30日以内とする(調査等に時間を要するものについては、その旨、回答期限を明示して回答する)。
- ・要望事項については、技術・安全部会の開催にあわせて要望件数、要望及 び対応について報告し、公表。

皆様の「声」を お聞かせ下さい。 航空の技術的な規制・運用でお困りのことはございませんか? 航空局へお気軽にご相談下さい。 ここ数年の間で、航空需要の増大、航空産業の多様化など、航空を取り巻く 状況は大きく変化しています。 このため航空局では、航空の技術的な規制・運用に対するご意見を集める 「航空安全技術規制に関する目安箱」を設置しております。 安 要望受付日より原則、30日以内に同答いたします 航空分科会技術・安全部会)へ報告し、審議会HPにて公表いたします 国土交通省航空局安全部安全企画課

運用状況(平成31年3月末時点)

- ・昨年の3月までに3件の要望が寄せられた。このうち現行制度で対応可能であったものが2件、平成30年度に対応を行ったものが1件(詳細は別添3参照)。
- ・また、平成30年度には新たに1件の要望が寄せられた。本要望については平成31年度中に対応予定(詳細 は別添4参照)。

技術的な内容に関する要望が応状況等

別添1

[対応分類] A:現行制度で対応可能/B1:平成29年6月末までに対応済/B2:平成29年度内に対応/B3:平成30年度以降に対応/C:検討の結果対応が困難

番号	要望事項	現状と要望内容	諸外国の制度 等参考情報	分類	対応の方向性	対応状況等(平成31年3月末時点)	要望者
16	務者験要見にて	「現状】 ●運航に係る業務を委託(※1)する場合には、委託の内容及び方法等を運航規程に定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない(航空法第104条、航空法施行規則第214条)。 (※1)運航に係る業務の委託とは、指揮監督を含めた業務の管理の受委託(航空法第113条の2)とは異なり、指揮監督を含めた業務の管理を自ら行うことを前提に、個別の業務(作業)の実施を第三者に委託するもの。 ●通達「運航に係る業務の委託の運用指針(平成14年6月)」において、運航規程に規定する業務を委託する場合には、業務の委託先は委託を行おうとする「当該業務(個別の業務)に関し受託者における管理者として受託業務の管理を行っている者であって、当該業務を要託を行おうとする以上の経験(又はこれと同等の経験)を有するとともに現に管理者として受託業務の管理を行っている者であって、当該業務ることが求められていると認められる」受託業務責任者を配置することが求められていると認められる」受託業務責任者を配置することが求められている。 【要望内容】 ●委託を行おうとする業務に関し、当該業務実施に必要な高いスキル・ソウハウを持つ作業者を抱える会社に対して委託しようとしても、委託先の関係部門の責任者においても該個別の業務に係る3年以上という経験要件により該当者が存在しない、又は、人事異動等で該当者がいなくなるといった場合(※2)には、委託することができない。(※2)航空法施行規則第214条の改正により平成28年4月から地上取扱業務である燃料の補給に係る業務について、各空港の給油事業所の責任者は、燃料の元売りから派遣された者が業務の責任者となり、当該個別の業務に係る経験を有しない場合がある。 ●円滑な業務実施のため、受託業務責任者の経験要件を緩和していただきたい。 ●具体的には、①地上取扱業務の個別業務の管理経験である3年以上の緩和、②地上取扱業務の個別業務に応じた年数の減免措置等の検討(例えば、機材着脱業務)。		B2	おける管理者として3年以上の経験(又は同等以上の経験)」 については、受託した業務を委託者の要求水準以上の品質 で実施するための業務経験(業務の管理経験3年以上)を求	載、旅客・貨物取扱、燃料補給等)のうち受託する各業務経験が3年以上であることを求めるのではなく、各業務の経験年数の合算が3年以上であることを求めることとする。 ●上記の内容について、平成30年3月20日~4月18日までパブリックコメントを実施し、同年5月11日に通達「運航	ジスジン全空日物 ェタヤ 日輸本航 ツーパ 本 貨空

35	装務と許準合つ議定用基整にて	【現状】 ●航空機は、航法装置、無線電話、気象レーダー、航空機衝突防止装置(TCAS)、対地接近警報装置(GPWS)等航空機の航行の安全を確保するために必要な装置、飛行記録装置等を装備しなければ航空の用に供してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りではない(航空法第60条及び第61条第1項、航空法施行規則第145条~149条の3)
	参考資 料8 P129	●原運用許容基準(MMEL)とは、航空機製造事業者により定められ、 設計国により承認された基準であり、航空運送事業者は、MMELに基 づいて、自社の運用許容基準(MEL)を定め、一定の条件の下に、装 備品等が不作動の状態での運航が承認されている。

- により定められ、 がは、MMELに基 条件の下に、装
- ●上記の装備品について、MMEL上の不作動を認める期間は、法第 60条及び法61条第1項のただし書きの許可条件よりも長い。

【要望内容】

- ●安全に関する技術規制のあり方検討会において、「法第60条及び |第61条第1項のただし書きの許可について、不具合の回復期限を MMELの範囲内において、現状より長くしてほしい。」という要望を受け て、平成24年7月に策定された同検討会の報告書で「今後、装備品等 の修理期限について柔軟に扱うこととするが、TCAS、GPWSといっ た突発的な事態に対応するための装置については、諸外国の状況や |我が国の実情を踏まえ、修理期限の延長が適切かどうか平成24年夏 頃までに検討する。」と対応方針を示し、公表している。
- ●当該要望に関して、その後の進捗状況について公表されていない ため、公表をお願いしたい。

- ●法第60条及び法第61条第1項のただし書きの許可につい て、基本的にはMMELに定められる期限を越えないことを前提 だし書きの許可の対象となる装備品(T アビ として、現行整備可能な基地までの飛行が許可され、そこで 修理又は交換が必要としている。
- ●TCAS、GPWS、飛行記録装置(FDR)及び操縦室用音声 |を運航規程審査要領細則及び整備規 |記録装置(CVR)については、我が国の航空交通が特に輻輳|定審査要領実施細則に反映(平成30 しているという実情や運輸安全委員会の事故等の調査に及 ぼす影響を踏まえると、MMELの範囲内であっても現行に比 | 外国と同等の同装備品についての修 べ修理期限を延長することは適切ではないと考える。
- ●一方、方向探知機、VOR受信装置、気象レーダー等につい ては、MMELの範囲内で現行に比べ一定程度柔軟な対応が 可能と考える。
- B2 │●これらの方向で検討し、平成29年度内に法第60条及び法 第61条1項のただし書きの許可に係る通達を策定する。

●法第60条及び法第61条第1項のた ピーチ・ |CAS、GPWS、FDR、CVR等)につい |エーショ て、欧米とのMELの審査基準等を踏ま² え、我が国におけるMELの審査基準 年11月1日一部改正)し、結果として諸 理期限の設定を認めることとした。

全監査 に関す

39 航空運 【現状】

- |送事業 |●航空法第134条に基づき、航空法の施行を確保するために必要が 等の安│あるときは、航空機・装備品の設計・製造・整備・改造、航空運送事業 |等の業務に関して、航空機、事務所等の必要な場所に立ち入って、関 係者に対して報告、検査、質問を行うことができる。
- |方針に |●同法第134条に基づき、通達「航空運送事業の安全監査に関する |基本方針(平成13年1月)」に従って、我が国における航空運送事業 者等に対する安全監査が実施されている。

参考資 料8 P130

る基本

ついて

●当該方針において、本社(4回/年)、運航、整備、訓練等の各業務 |の計画を管理する主基地(2回/年)等を目安とするが、運航便数の多 寡等に応じて変更することができるとされている。

【要望内容】

- |●安全に関する技術規制のあり方検討会の報告書(平成23年7月)に おいて、「より詳細な監査基準については、他省庁の例も参考に対応 していくこととしたい。」とされている。
- ●安全監査の頻度について、どのような場合に監査頻度が増減する のかの判定基準が明確に把握できない。
- ●監査官の主観や能力によって指摘等に違いがでないように、他省 | 庁の例や不適切事項数・その重大性等を踏まえて判定基準を定めて 明示してほしい。

- ●他省庁の例を調査した結果、金融分野(決算ヒアリング:2 回/年、総合的なヒアリング:2回/年、内部監査ヒアリング:1 回/年等)、労働分野(各労働局の管内事情(産業構造、労働 時間の状況、労働災害の発生状況、電話・投書等による情報制環境の変化等に応じて、安全が係るシ 等の分析等)に即して対象事業場を選定しているが、具体的 な回数は未公表。)、航空機製造分野(原則2年に1回)の各 |分野毎に監督・監査の基準が大きく異なっているため、航空 会社に対する監査基準は航空分野の実情に応じて定める必 要がある。
- ●一方、平成26年4月から、国際民間航空条約第19附属書に26日~5月25日までパブリックコメント |従って、航空安全プログラムが施行されており、民間航空の 安全性向上のための取り組みを進めているところである。
- ●同プラグラムでは、安全運航に影響を及ぼす事態を未然に 防ぐための対策(プロアクティブな対策)を講じることが主な目 的となっており、安全に係るリスクに応じた安全監督を行うこと が前提になっている。
- ●安全・監査の基準については、上記の観点も踏まえなが ら、平成29年末までに、事故・重大インシデント・行政処分、安 |全監査の状況、安全トラブルの発生状況・傾向、運航環境の 大幅な変化といった各航空会社のリスクに応じて実施するこ とを明確化する。なお、航空運送事業の安全監査に関する基 本方針に定める監査頻度を基本とし、これに追加してリスク等 |に応じて実施する監査回数を増やしている。
- ●また、監査官の主観や能力によって指摘等に違いがでない |ように、各航空会社における監査の指摘事項や監査報告書を 共有するなど努めているところ。

- ●最近の航空事故、重大インシデン |ト、安全上のトラブルの発生状況、不利|アビ |益処分等の状況、安全監査の状況、運|エーショ リスクがより大きいと考えられる部門又 は対象に対して、より重点的な安全監 | 査を実施するなど判定基準を明確化す
- ●上記の内容について、平成30年4月 |を実施し、同年7月17日に「航空運送 事業等の安全監査に関する基本方針」 を改正した。

2. 製造・検査・整備

表の作

57 予備品 【現状】

- |証明対 |●我が国の型式証明を受けていない型式の航空機の耐空検査を受 |象部品 ||検する申請者又は我が国の型式証明の発行後に初めて耐空検査を 受検する申請者は、申請機に関して、予備品証明対象装備品をまと |め、航空機検査官に提出することとされている。(通達「予備品証明対 象部品表の作成について(平成2年7月)」(TCL-68A-90))
 - ●予備品証明対象装備品は、航空法施行規則第27条に定められ、 |通達においてその具体例が示されている。(通達「装備品等型式及び 仕様承認に係る一般方針(平成17年4月)|第IV部「型式承認対象部 品 ()
 - ●通達「予備品証明対象部品一覧表」において、小型機に関する型 式毎の予備品証明対象装備品の一覧表が参考として示されている |が、大型機については型式毎の一覧表は作成されていない。(通達 「予備品証明対象部品一覧表(平成2年7月)」(TCL-1300A-90))

【要望内容】

- ●航空運送事業者毎に重要装備品リストを作成していることから、同 じ航空機型式でも会社毎に重要装備品リストが異なるため、航空会社 間の部品の融通に支障が生じている。
- |●各社間でのリストの不一致を是正するため、例えば、国において、 |大型機についても、型式毎の予備品証明対象装備品の一覧表を作成 してほしい。

- ●同じ型式の航空機であっても航空運送事業者間で予備品 証明の対象部品に不統一がある点について、今後、不統一 の是正に向けて、各社のリストの改正等の機会を捉えて航空 | 部品における各社の差分に対して意見 運送事業者を指導していく。
- ●なお、TCL-68A-90に従った予備品証明対象リストを国が 設定する場合には、新型式航空機や設計変更適用機の耐空「品リストを発行する予定。 検査を受検する申請者の方々に、その都度、予備品証明対 象部品表(改訂を含む)を提出する負担をお願いすることとな |●なお、平成31年1月30日に最終とり る。また、任意装備品等の各社で異なる装備品については、 引き続き、各社での責任の下で適切な対応を求めることとな
- ●また、要望No.53「予備品証明制度の見直しについて」の 対応の方向性で記載しているとおり、将来的には予備品証 明・重要装備品制度の見直しを行うべく検討を継続している。

- |●要望のあった会社と同型式機(ボー |スカイ |イング式737-800型機)の予備品対象 照会を行っているところ。4月中旬まで に意見を集約した上で技術的な検討を |行い、5月末までに予備品証明対象部
- まとめが行われた「航空機検査制度検 |討小委員会|において、現行の予備品 |証明制度を廃止し、欧米と同様に、国 が認定した事業場(BASA締結国が認 定した事業場を含む。)が製造、修理又 は改造をし、その耐空性を確認した装 |備品及び部品でなければ、航空機に取| 付けてはならないこととすべきであると された。これを踏まえ、今国会(第198 回通常国会)に航空法の一部を改正す る法律案を提出したところ。

78	共同で	【現状】			●現行の通達「共同の事業に関する事業場認定の指針」は、	●通達「共同の事業に関する事業場認	三菱重
		●複数の企業が航空機又は装備品の整備等に関する事業を共同で			航空運送事業者及びその関連事業者からの要望を受けて、	定の指針」(平成21年7月13日)を平成	工航空
		営む場合、当該共同の事業が、特定の航空運送事業及びその関連			平成21年に制定したものである。	30年12月19日に一部改正し、対応が	エンジ
		航空運送事業者の航空機及びその装備品に係る整備等を行うことを			7,77= 1,1 = 4,7,2 = 12 = 12	完了した。	ン
		主たる目的とし、かかる事業を主に行うものである場合に限り、当該			●現在、当該通達により認定を受けている事業場は1つしか		
		共同の事業に係る事業場の総体について、航空法第20条の認定(航			ないものの、その実績から、対象事業者の制限を維持すべき		
		空機整備検査認定、航空機整備改造認定、装備品修理改造認定に			はいものの、その美積がら、対象事業者の制版を維持すべき 理由は見当たらない。		
		王媛皇师侯員応足、川王媛皇师改旦応足、表师印修廷改旦応足に 限る)を受けることができるとされている。(通達「共同の事業に関する			理田は兄ヨにりない。		
l ľ	,	事業場認定の指針(平成21年7月))			●=のもは 人後 亜切みから見けめた亜切を放割しまし		
	2 土 次	事未物配足の相到(十)以21年/月/]/			●このため、今後、要望者から具体的な要望を確認した上で、結束選挙事業者を必要します。		
	参考資	[一			で、航空運送事業者及びその関連事業者以外の認定事業場		
		【要望内容】	l E	32	であっても、現行通達に定める要件を満たせば、複数の事業		
-	P143	●上記以外の場合には、共同の事業に関する事業場認定は認めら			者を共同の事業体として認定することを認めることとし、平成		
		れてないため、同一地区のグループ会社間において受委託の関係と			29年度内に通達改正を行う。		
		なり、都度の受領・領収検査や委託先管理のため、直接的・間接的に					
		コストが発生している。また、各社で認定維持に係るコストが発生して					
		いる。					
		●上記の通達を改正し、共同事業体運営の認定対象を、航空運送事					
		業者のみから認定事業場全般へと拡張してほしい。					

		T==					
97		【現状】	●米国では、				三菱航
1	程検査	●航空機の型式証明を行うための検査については、当該型式の設計	製造過程にお		の設計を具現化するために適切な設定となっていることは、	成17年9月30日)を平成30年6月5日に	空機
		に加えてその設計に係る航空機のうち一機の製造過程及び現状につ			型式証明検査の中で確認されており、製造過程検査自体は	一部改正し、対応が完了した。	
	づけの	いて行うこととされている。(航空法第12条、航空法施行規則第18条)	当該航空機の		本邦独自のものではない。		
	見直し		設計を具現化				
		●このうち、製造過程の検査の対象範囲については、機体を構成する			■型式証明に係る製造過程検査と航空機製造検査認定の検		
		量とのうら、製造過程の検査の対象範囲については、機体を構成する 素材レベルから完成機までの全ての段階とし、当該機の製造過程に	切な設定と		査とで共通している部分については、これまでも、型式証明審		
			なっていること		査を行う航空機技術審査センターと、認定事業場の検査を行		
		適用された全ての製造方法(工程を含む)、検査手法(特殊行程を含	は型式証明検		10世代の 10世代 10世代		
1		び外注管理を含む)等を包含する、こととされている。(通達「国産航空	盆の中で傩認		しないようにしているところ。		
1		機の型式証明等について(平成17年9月)」	されているが、				
1			製造品質につ		●航空機製造検査認定を取得している場合における、型式証		
		●型式証明等の検査を受けた製造工程に一致しない製造工程の適	いては、製造		明上での製造場所の変更等の処理手続について引き続き検		
		用は、製造過程の変更に当たるとして、製造過程検査の実施を求め	証明		討し、平成29年度内に対応する。		
		ているが、次の変更については、製造過程の変更とはしないとされて	(Production				
		いる。(通達「製造過程検査実施要領」)・施設及び設備で、同一仕	Certificate) (=				
1		様、同一機種への変更。・申請者が審査を受けた品質管理等を製造					
1		一	で確認されて				
1			いる。	B2			
1		変更。	o.の。				
		●また、国内で航空機の製造を行う事業場は、我が国の型式証明を					
		受けた設計に従って製造した航空機に対し、国が行う新規耐空証明					
		の現状検査に相当する検査を行う能力(航空機製造検査認定)につ					
		いて、国の認定を受けることができる。(航空法第20条)					
		【要望内容】					
		■型式証明の要件の一部として、製造過程の検査を行うという本邦独					
I		自の要件により、例えば製造場所の変更等の型式設計とは異なる変					
I		更の際であっても、型式設計変更の申請が必要となっている。					
I		大い内に切ってい、主共以前を大い中間が必要になりにいる。					
I		 ●本邦の型式証明の要件となっている製造過程検査を、諸外国と同					
I							
		様、型式証明とは別の制度としてほしい。					

3. 乗員

120 型式限 【現状】 定変更 時の試 験科目 等の省

略

- ●定期運送用操縦士として航空機を操縦する場合には、運航する航 空機型式に応じた試験を受け、型式限定を受けなければならない。 (航空法第25条)
- ●また、現在有している航空機型式以外の型式限定を受ける場合に |は、新たに限定を受けようとする航空機型式に応じた試験を受け合格 |際には、試験 |する必要があるが、その際、移行する型式の特性について航空機メー |科目の一部省 カーの技術資料等をもとに検討の上、実施する試験科目を省略でき る。

【要望内容】

●新型式の機材導入(エアバスA380)にあたり、既にある同一メーカー |の極めて類似した機体の型式限定を有する者については、型式限定 変更時の実地試験科目を省略してほしい。

●米国や欧州 では同一メー カーの極めて 類似した航空 機型式間の型 式限定変更の 略を認めてい る。

B2

●新型式の機材導入にあたり、航空機メーカーの関連する資 | ●平成30年度に型式移行訓練・審査 料や欧米当局の基準を参考にし、変更する型式の特性等を 踏まえ、試験科目の省略についての検討を進める。

が実施されたA380について、A320から 空輸 の移行では、設計国の欧州でも試験科 目を省略した試験は実施されていない ことを参考に、我が国でも科目を省略し ない判断とした。ただし、科目内容の一 部について、型式の特性も踏まえて検 討し、申請者の要望を踏まえて見直し

類似型式間の型式移行訓練・審査 の効率化の制度については、欧米当 局を参考にして、平成31年度に制度を |見直すための取組みを進める。

		●航空法第104条および同法施行規則第214条に基づき、航空運送事業者は、運航規程において「航空機乗組員の技能審査および訓練の方法」について定めなければならない。 ●技能審査・訓練に関する詳細な要件については、運航規程審査要領および同細則に定められており、航空機乗組員に対する訓練課目			●訓練教官の要件として、航空運送事業者での一定の機長経験は必要であると考えている。 ●現在進めている小型機関連通達の改正とあわせ、訓練担当操縦士の任用要件について、追加要件の設定等を条件に他社での経験を認めることを検討していることから、平成29年度末までに任用要件の改正を行う。	●訓練担当操縦士の任用要件について、平成30年7月13日に左記のとおり、 運航規程審査要領細則の改正を行った。	
--	--	---	--	--	---	--	--

技術的な内容に関する要望が応状況等

[対応分類]A:現行制度で対応可能/B1:平成29年6月末までに対応済/B2:平成29年度内に対応/B3:<mark>平成30年度以降に対応</mark>/C:検討の結果対応が困難

番号	要望事項	現状と要望内容	諸外国の制度等参考情報	分類	対応の方向性	対応状況等(平成31年3月末時点)	要望者
	報告の項目の削除、統合的 本制の構築	●航空法第111条の4において、事故が発生した場合や事故が発生するおそれがあったときに、国土交通大臣に報告をしなければならないこととされており、報告された事故等については、航空局において定期的に統計分析を行い、結果を公表している。 ●しかしながら、以下の点について検討すべき事項がある。 一公表されているデータでは、詳細が確認できないため、航空事業者が自ら多面的な分析を行うことが困難である。 一発生した事故等がヒューマンエラーに起因する場合、エラーした個人への教育等が実施されることもあり、発生が未然に防止された事例や義務報告の対象であるか否かが微妙な場合に、機長が報告に消極的となるおそれがある。 一また、義務報告の範囲が広範なため、大半の事例が義務報告となり、自発報告として航空安全情報自発報告制度(VOICES)に投稿される対象が限定的となっている。 【要望内容】 ① ●自発報告が十分に行われていないため、安全推進活動がヒヤリハット情報等を活用した未然防止対策ではなく、実際に発生した事故等の再発防止中心となっている。そのため、義務報告の項目を、事故や重大インシデントに直結する事態に留め、それ以外の事態に関しては自発報告としてVOICESに投稿する仕組みとする。 ② ●自発報告に関しては、ヒューマンエラーに関する事態も秘匿化されるため、エラーした個人への教育等に至ることがなく、報告することにインセンティブが働くこと期待される。VOICESに投稿されたデータに関しては匿名化されているため、参加する航空事業者が自由に閲覧、分析を行える体制とし、個社の傾向をベンチマークすることにより、有効な未然防止や予測対策に活用する。 ③ ●分析の結果として、改善すべき対象者が航空事業者、管制機関、空港等にまたがるケースがあるが、関連者が一堂に会して恒久対策を立てる仕組みがない。VOICESの分析委員会に、実効性のある組織を参加させ、認識された問題に早期に対応を取る体制を構築する。		②A	の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態に関する情報を適切に分析し、また関係者と共有することにより、再発防止及び予防的対策の実施に役立てるため、国によるリスク管理に必須な情報を収集している。現行制度において義務報告の対象としている事項をその対象から外すことは、ない、リスク評価の結果、必要でないと認識された事項については義務報告の対象から外すなどの対処をしていることから、対象事項に関して周知を行い、関係者の理解を深めていきたい。 ② ●VOICESへの報告は、匿名化されたものが「FEEDBACK」という刊行物によって公開されており、関係者が自由に閲覧可能である。 ③ ●VOICESの分析委員会による検討に基づき、航空安全当局に対して提出された提言は、これまで、羽田の誘導路誤認リスクの低減(主として管	① ●義務報告制度は、航空事故等その他の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態に関する情報を適切に分析し、また関係者と共有することにより、再発防止及び予防的対策の実施に役立てるため、国によるリスク管理に必須な情報を収集している。現行制度において義務報告の対象としている事項をその対象から外すことは、安全の結点から望ましいことではないと考える。なお、リスク評価の結果、必要でないと認識された事項については義務報告の対象から外すなどの対処をしていることから、対象事項に関して周知を行い、関係者の理解を深めていきたい。② ●VOICESへの報告は、匿名化されたものが「FEEDBACK」という刊行物によって公開されており、関係者が自由に閲覧可能である。 ③ ●平成29年度に、自発報告を含む安全報告の有効性に関して、米国における先進事例の調査を行い、米国ではCAST(Commercial Aviation Safety Team)やASRS(Aviation Safety Reporting System)により自発報告を活用し、未然防止型の安全対策を実施していることを確認した。我が国における自発報告の有効利用については、体制構築も含めて、引き続き検討していきたい。	: :

					·		
12	航空安全情報管理・提供システム (ASIMS)について	【現状】●安全上の支障を及ぼす事態が発生した場合には、その旨を国土 交通大臣に報告しなければならない。	●FAA: AVIATION SAFETY INFORMATION ANALYSIS AND SHARING (ASIAS)により報告			●平成30年4月13日から5月2日まで、ASIMS利用者を対象として、システムの改善についてアンケートを実施し、その結果を集約したところ。	ビーチ・ アビ エーショ
	参考資料8 P120	●ASIMSシステムによる報告を行う場合は、当該システムに接続した際のウェブ画面上の報告様式に従って記載することとなっている。	●EASA:Website Aviation Safety Report により報告		する予定である。	●今後、早急な対応は困難であるが、次期システムの改修・更新において上記の結果を反映させるべく、検討を行っている。	ע
		【要望内容】 ●耐空性改善通報(TCD)の確認、必要事項の入力作業、不具合の 発生等により、システムが使いづらい。					
		●想定する対応策としては以下のとおりである。 —ASIMSシステムの更新、新構築 一情報検索機能の強化 ーシステム情報の共有および有効活用化 ーサーバーサービスレベルの改善 一公開情報範囲の拡大		В3			
14	安全管理の講習会について	[現状] ●航空分野における安全管理について、規制当局側の方針、考え方、業務提供者に対して期待すること等の情報が少ない。 [要望内容]			あり時間を要するが、海外における安全管理に 関する実情や先進事例の紹介などを通じて、安	●講習会については、実施体制の検討が必要であり時間を要するが、海外における安全管理に関する実情や先進事例の紹介などを通じて、安全管理に関する情報発信に努めていきたい。	三菱重エルジン
		●定期的に講習会等を実施頂けると大変助かります。特に、上記の様な内容を含んだ定期講習会等が開催されると、社内への制度落とし込みの改善や教育の厚みが増すなど制度の目的である航空機運航の安全性向上の効果も上がると考えられる。		В3			
21	外国の航空運送事業者からの ウェットリース要件の緩和 参考資料8 P124	【現状】 ●ウェットリースとは、受託者の管理下にある航空機・乗員を用いて、連航及び整備に関する業務並びにその管理を一括して受委託するものであり、ウェットリースにより本邦航空運送事業を行おうとする場合には、業務の管理の受委託の許可が必要とされている。(航空法第113条の2)	,		のウェットリースについては、客室内における安全確保の要件をすべて本邦航空運送事業者並みにするなど旅客の安全確保に関する許可要件	係るウェットリースの実態調査を行っているところ。 ●調査結果を踏まえ、技術的な課題や外国航空会社から ウェットリースする場合の課題等について内部で検討し、 航空会社と調整することとしている。	ジャパ
		●業務の管理の受委託の許可については、通達「業務の管理の受 委託の許可実施要領」(平成12年1月)及び通達「運航に関する業務 の管理の受委託に係る許可の運用指針」(平成14年6月)に定められ ている委託者及び受託者の要件、運航管理施設等の検査基準、外 国政府による安全性の監督にかかる要件等に適合する必要がある。			●具体的な旅客運送事業に係るウェットリースの 事業計画の内容を踏まえ、必要な許可要件の検 討を行うこととする。	●なお、現時点において、航空会社から具体的な旅客運送事業に係るウェットリースの事業計画の要望はない。	
		●「運航に関する業務の管理の受委託に係る許可の運用指針」により、外国の航空運送事業者からのウェットリースは、貨物運送事業に限定されている。		В3			
		【要望内容】 ●現時点では具体的な事業計画があるわけではないが、季節や祝祭日などの違いから、日本が航空の繁忙時期であっても、他国に拠点を置く外国のグループ会社では、機材及び乗員の稼働に余裕がある場合が想定されるため、外国の航空運送事業者からの旅客運送事業によるウェットリースを認めてほしい。					

29 ビジネスジェットのオンデマ チャーターに係る運航管理 基準の見直し	者配置 ●航空法施行規則第166条の6において、最大離陸重量が5.7t超える	書1に規定される運航管理者の要件を 満足することが求められている。(ICAO Annex 6 Part I Chapter.10 10.1, 10.2) ●米国における小型機によるオンデマ ンド・チャーターの運航管理者は、ライ		様に、小型機によるオンデマンドチャーター運航	者との間で具体的な其準の内容について調整しているとこ	日ジ航会
38 搭載用航空日誌(整備記錄子化 多考資料8 P130	 訳の電 「現状】 ●航空機の使用者は、運航や整備に関する日々の記録等を記載した搭載用航空日誌を作成し、航空機に備え付けなければならない。当該日誌には機長や整備作業を確認した整備士の署名が必要な項目も含まれる。(航空法第58条及び第59条並びに航空法施行規則第142条及び第144条) ●「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律「第3条及び第4条並びに、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」第3条、第4条、第5条及び第4条の利定により、航空法で求められる書類のうち、電磁的記録の作成・保存が可能な対象が規定されているが、搭載用航空日誌については含まれておらず、電磁的記録による作成・保存をすることはできない(電磁的記録の作成・保存が可能なものの例:飛行規程)。 【要望内容】 ●搭載用航空日誌については、当該書面に替えて電磁的記録の作成・保存の対象となっていないため、海外エアラインが採用を進めている電子化を行うことができない。 ●航空日誌の電子化により、作業品質の向上、業務の効率化、ペーパレスによる資源節約になる。 ●航空日誌のうち整備記録に係るものについて電子化を認めてほしい。 	●米国ではPilot Logbook及び Maintenance Logbookの電子化が認められている(FAA AC120-78A) ●欧州ではICAOと同様の要件である (AMC1 FCL.050 Recording of flight time, GENERAL (e))	ВЗ	いて、要望者も含む航空会社の整備部門を中心とした調査・検討が行われているところ。	●航空日誌を電子化できるよう省令を改正し、さらに、航空日誌を電磁的方法により取り扱うにあたっての具体の要件を通達に定め、加えて、航空日誌に記載する航行・整備記録や機長の署名等を書面に代えて電磁的に行うための具体の要件を定めた通達の制定などを行った。(P)	JALエ ンジニ アリン グ

43	制限区域内における車両の自動運転化について	【現状】 ●車両の自動運転に係る規定は定めていない。 【要望内容】 ●空港内制限区域における無人運転・自動走行の許可、サポートするためのビーコン等通信関連機器設置の許可、衝突防止装置搭載による安全確保、自動走行車専用レーンの設置、新しい技術の導入認可、空港内検証プロセス等のルール化 ●規制を緩和頂き、現在有人によるトーイングタグ車の運転につき一定の施設・車輌装備品要件が整うことで、自動運転化を進め、安全性を担保できると確認・判断できる場合には、無人での走行を実現したい。		В3	発動向を踏まえ、関係者間で導入のための対策を検討する。	●航空局では官民連携により、「航空イノベーション」を推進しており、平成30年1月に「航空イノベーション推進官民連絡会」を立ち上げ、官民一丸となって取り組みを開始したところ。 ●同連絡会においては、省力化・自動化が強く求められている地上支援業務のうち旅客や手荷物など各分野について、平成32年までに省力化技術を導入することを目標としている。 ●平成30年度においては、空港の制限区域内において、案客・乗員等の輸送を想定した自動走行の実証実験を実施し、導入に向けた課題を抽出した。次年度も引き続き自動走行に係る実証実験を実施するとともに、課題解決に向けてさらに検討を進める予定。	
45	陸上空港における着陸帯の等級 による区分の見直し	●航空法施行規則第75条(空港等の種類及び着陸帯の等級)において、「滑走路又は着陸帯の長さ」に応じて「着陸帯の等級」をA~J(Iはなし)の9区分に分類している。同施行規則第79条(設置基準)では、各着陸帯の等級ごとに滑走路や誘導路の幅等を規定しており、結果として、「滑走路の長さに基づいて誘導路の幅等が規定される」こととなっている。	●ICAOにおいては、滑走路長に基づく「コード番号(1~4の4区分)」と、設計対象航空機の諸元に基づく「コード文字(A~Fの6区分)の2種類の区分があり、滑走路・誘導路といった施設ごとに使い分けが行われているので、日本においてもこれを参考にできると思われる。	В3	大機材を基に施設形状を決定するのが一般的であった。昨今、国際空港においてLCC(小型機)専用ターミナルが計画・建設されること等に鑑み、施設の使用状況を踏まえ適切な施設整備を可能とするため、平成30年度中に現行規定を見直すことを検討している。 ●なお、本検討内容は、当該技術に精通する関係者(提案者を含む)が参画する技術会議等において協議する予定である。	●国際民間航空条約第14附属書に準拠し、陸上空港の施設、滑走路や誘導路などの施設)の規格を決定する区分をこれまでの「着陸帯の等級」から「コード番号(1~4の4区分)」、「コード文字(A~Fの6区分)」及び「外側主脚車輪間隔(OMGWS)(車輪間隔に応じ4区分)」に見直す航空法施行規則の改正を進めているところ。	際空港 (NAA)
50	ライトスポーツ航空機の飛行範囲 の拡大	●主に航空愛好家等により組み立てられレジャー目的で使用されているライトスポーツ航空機(LSA)は、通常の航空機と比べてその構造が簡易であるため通常の航空機の安全基準を適用せず、その機体に応じた最低限の安全要件(機体の安全性、操縦者の技量等)を満たしていることを確認の上、飛行できる範囲を人家の上空や管制圏等を禁止するなど限定し、飛行を許可している。		В3	シデントが目立って発生している状況を踏まえ、	における総合的な安全対策の検討等を踏まえ、我が国の制度のあり方について検討を進めていく	エクス ペリメン タル航 空機 盟

予備品証明制度の見直しについ	【現状】	●欧米では、修理された装備品に対し		●欧米では修理品に対し、基本的に自国の認定	●平成31年1月30日に最終とりまとめが行われた「航空機	小川航
て	●予備品証明は、航空機の安全性に大きな影響を及ぼす一定の修	ても、国が能力を認定した者による検		を受けた整備組織(認定事業場)による確認が必	検査制度検討小委員会」において、現行の予備品証明制	空せとう
	理又は改造をする時に行われる国の修理改造検査を免除するため	査・証明が行われ、証明書が発行され			度を廃止し、欧米と同様に、国が認定した事業場(BASA	せとう
参考資料8	の制度であり、発動機、プロペラ等の重要装備品の交換作業時に、	ていなければ、当該装備品を航空機に			締結国が認定した事業場を含む。)が製造、修理又は改造	SEAP
P135,136	当該重要装備品が適切なものであることについて、あらかじめ国の				をし、その耐空性を確認した装備品及び部品でなければ、	ANES
	予備品証明を受けていれば、修理改造検査は受けなくてよいこととさ	43.7, EASA Part 145.A.50)			航空機に取付けてはならないこととすべきであるとされた。	ランス
	れている。(航空法第16条、第17条)	·		い者が修理した装備品について、国が予備品証		オー
					●これを踏まえ、今国会(第198回通常国会)に航空法の	シャン
	●また、新規に製造された重要装備品(以下、「新規製造品」とい			ところ、予備品証明制度を廃止する場合には、耐		航空
	う。)であって、有効な輸出耐空証明書が添付されているものについ			空性を確保するため、欧米と同様に、我が国の認		日本比
	ては、予備品証明を受けたものとみなすことができる。(航空法第17			定を受けた事業場による確認を求める必要があ		ジネス 航空 [†]
	条第3項、航空法施行規則第30条の2)			る 。		かな!
						ファー
	●一方、修理された重要装備品(以下、「修理品」という。)について			●また、予備品証明検査は、装備品の設計、製		ストエ
	は、現在、航空法施行規則第30条の2第2号が適用される相互承認		B3	造過程、整備又は改造の過程に加えて、「現状」		アート
	協定を締結した国がないため、予備品証明を受ける必要がある。			についても検査を行うこととしているが、耐空性の		ンス ポート
	F			確保のためには、外観上、問題がないことを現物		///-
	【要望内容】			確認することが必須である。		
	●予備品証明制度を廃止してほしい。又は、例えば、現物検査を省			●将来的には、欧米と同等の制度とすべく、全て		
	略する等の柔軟な運用を検討してほしい。			●特末的には、飲木と同等の制度とすべく、主 C の装備品に対して耐空性の証明を求めるよう、航		
				空法を改正することも視野に入れて検討を継続		
				する。ただし、これには、(1)諸外国と整備分野に		
				おけるBASAを締結し、相互に装備品の輸出耐		
				空証明書の確認が可能となること、かつ、(2)我		
				が国に装備品基準適合証を発行できる充分な数		
				の認定事業場が存在すること、という2つの条件		
				を満たすことが前提であり、それぞれについて引		
				き続き取り組む。		

5	4 修理品への予備品証明のみなし	【現状】	●欧米では、修理された装備品に対し		●修理を行った装備品については、現行制度に	●カナダとの間では、平成29年12月に「日本国国土交通省	川崎重
1	について	●予備品証明は、航空機の安全性に大きな影響を及ぼす一定の修	ても、国が能力を認定した者による検		おいても、欧米と同様、航空法第20条の規定に	航空局とカナダ運輸省航空局間の整備に関する技術取決	工業
	6 4 4 5 6 7	理又は改造をする時に行われる国の修理改造検査を免除するため				の」(「AM)の・柿柿でんじ、カナノ国内の走開ル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	スカイ マーク
	参考資料8		ていなければ、当該装備品を航空機に		者が基準適合証を発行した場合には、予備品証	の枠組みにおいて基準適合証を発行しに修理品について	` /
	P135,136	当該重要装備品が適切なものであることについて、あらかじめ国の 予備品証明を受けていれば、修理改造検査は受けなくてよいこととさ			明検査は不要としているところ。	は、予備品証明検査が不要となったところ。	
		れている。(航空法第16条、第17条)	43.7, EASA Part 145.A.50)		●今後 外国の認定を受けた整備組織(認定事	●平成31年1月30日に最終とりまとめが行われた「航空機	
		TO CO OF WHITE MAN TO SEE AND THE SEE AND			業場)が基準適合証を発行した修理品についても	検査制度検討小委員会」においても、欧米を始めとする外	
		●また、新規に製造された重要装備品(以下、「新規製造品」とい			予備品証明検査を不要とするため、引き続き欧	国との整備分野を含むBASA等の締結に向けて、一層精	
		う。)であって、有効な輸出耐空証明書が添付されているものについ			米との間で相互承認の協議を進めていく。	力的に取り組むべきとされた。	
		ては、予備品証明を受けたものとみなすことができる。(航空法第17 条第3項、航空法施行規則第30条の2)				●引き続き欧米等との間で整備分野の相互承認の協議を	
		宋第3項、机至法施行規則第30宋(02)				進めていく。	
		●一方、修理された重要装備品(以下、「修理品」という。)について					
		は、現在、航空法施行規則第30条の2第2号が適用される相互承認		В3			
		協定を締結した国がないため、予備品証明を受ける必要がある。		Б			
		[無境中央]					
		【要望内容】 ●修理品は、新規製造品と異なり、予備品証明のみなしの対象とは					
		なっておらず、予備品証明検査を受ける必要があるため、迅速な部					
		品手配に支障をきたしている。					
		●修理品も、予備品証明のみなしの対象としてほしい。					
I							
I							
1							

74		的である。	いて、当該国との間で整備分野におけるBASAを締結することにより、我が国の認定の取得が簡便となる。 ●現在、米国やカナダとの間で整備施設分野へのBASA拡大に係る協議を、また、欧州とも整備	●カナダとの間では、平成29年12月に「整備に関する技術 取決め」に署名した。これにより、平成30年2月以降、当該 取決めに基づき承認されたカナダの整備組織について、 我が国の実地検査を受けることなく日本籍航空機を整備 するための認定を得ることが可能となった。 ●引き続き欧米等との間で整備分野の相互承認の協議を 進めていく。	日ジ航会パエー おっぱい ライス協 ラ
80	【現状】 ●認定事業場の新規および更新手続の手数料については、政令(航空法関係手数料令)で定められており、その支払い方法については、通達「事業場認定の一般方針」の中で収入印紙を申請書に添付して提出することが規定されている。 【要望内容】 ●高額収入印紙は郵便局での取扱しかなく、本邦に支店・代理店等を有さない(海外の)事業者は、来日するか、本邦のエアラインに委託して購入している。また、高額印紙を貼付した申請書類を提出するにあたっても、郵送は抵抗があるため、直接来日するか、本邦のエアラインに委託せざるを得ない。 ●認定事業場の新規および更新手続の手数料について、電信為替やクレジットカード等による支払いを可能としてほしい。		下、行政の効率化を図り各種の行政手続の電子	●関係省庁とも調整し、海外に所在する認定事業場にとって合理的な検査手数料の納付方法について、関係法令の改正状況を踏まえつつ、引き続き検討しているところ。	

82 耐空証明の 明) 参考資料8 P145	更新(連続式耐空証	【現状】 ●航空法第14条の規定により、耐空証明の有効期間は原則として1年とされているが、航空運送事業機については、国土交通大臣が定める期間とされ、1年毎の耐空証明の更新が免除されている(連続式耐空証明)。	●国際民間航空条約附属書では、耐空証明の有効期間を無期限とする場合には、更新制と同等以上の耐空性監視システムが必要とされている。(ICAO Annex8 Part 2, 3.2)		よる整備方式により耐空性が維持できることなど の要件に適合した機材が少なく、航空機の安全 性を常時監視し、適切に整備を実施するために	●平成31年1月30日に最終とりまとめが行われた「航空機 検査制度検討小委員会」において、航空運送事業の用に 供する航空機以外の航空機の使用者であっても、十分な 整備の実施能力が認められる場合には、航空運送事業機 に、航空証明の有効期間を延長できることとすべき であるとされた。	工業 せとうち SEAPL ANES 日本ビ
		●連続式耐空証明を取得できる航空機は、フェイルセイフ、ダメージ・トレランス又はセイフ・ライフ設計に基づく構造並びに故障解析等を用いた信頼性設計に基づく装備品を有し、信頼性管理による整備方式により耐空性が維持でき、かつ、的確な事業遂行に必要な機材品質が確保できるものとして、耐空類別・飛行機輸送下」に限っている。(通達「航空運送事業の用に供する航空機の耐空証明の有効期間の設定について(平成12年9月)」) 【要望内容】 ●最近、耐空類別N類、C類で製造される高品質のビジネス機が増えてきている現状を踏まえ、整備規程又はメーカー指定の整備方式でしつかり整備されているN類、C類の機体に対しても、連続式耐空証明の対象としてほしい。 ●その際、機数が少なく小規模な企業が多いビジネス航空業界では信頼性管理方式の実施は極めて難しい状況にあることから、ビジネス航空事業の実態に見合った制度への変更、要件の適正化についても検討してほしい。 ●また、ドクターヘリ、消防ヘリ、警察へリ等の公共性が高い航空機については、年1回の耐空証明検査の受検準備等のために稼働できない期間が生じているため、連続式耐空証明の対象としてほしい。	変性の維持のための整備及び原則として1年ごとの法定検査の実施が義務付けられている。(Order 8900.1 V2 C4 S3、FAR Part 91.409) また、Part 135が適用される航空機のうち客席数が10席以上の航空機については、追加の耐空性要件を課している。(FAR Part 135.169) ●欧州では、我が国の制度とは異なり、耐空証明には有効期間を設定していないが、耐空性管理組織として認定を受けた航空会社が、的確な整備管理	①C ②B3	●したがって、N類、C類飛行機については、品質が向上しているとしても、運航者自らが常時航空機の安全性を監視し、適切に整備処置を行うことにより、高い安全性を確保するという整備管理方	●これを踏まえ、今国会(第198回通常国会)に航空法の一部を改正する法律案を提出したところ。 ●なお、航空運送事業の用に供する航空機以外の航空機の使用者が定めるべき整備規程の記載内容やその技術的基準等については、引き続き検討していくこととしている。	ジ航会
95 発動機等の限	艮界使用時間告示	【現状】 ●航空機の発動機、プロペラ等の重要な装備品を国土交通省令で定める時間を超えて使用する場合には、国土交通省令で定める方法により整備しなければならないこととされている。(航空法第18条) ●国土交通省令では、オーバーホールによる整備が求められている。ただし、オーパーホール以外の方法で整備することができるものについては、整備方式指定書又は整備規程に定める時間及び方法によることができるとされている。(航空法施行規則第31条第2項) 【要望内容】 ●エンジンメーカーの指定するオーバーホール時間が延びているにも関わらず、告示がタイムリーに改正されておらず、製造者が指定する使用時間前にオーバーホールが必要となっており、多額の費用が必要となっている。 ●このため、告示を廃止してほしい。又は、告示を改訂する係員を増員し、タイムリーな改訂と周知ができるようにしてほしい。	●米国では、製造者が発行する技術 資料(マニュアル等)によって推奨され たオーパーホール時間で発動機を整備するよう求めているが、告示のような 形式で時間を指定する制度は存在しない。 ●なお、製造者の推奨するオーパー ホール時間については、製造国当局に よるSBの承認のほか、発動機等の型 式証明時の技術文書の審査を通じて 確認されている。	①B1 ②B3	を評価したうえで、告示に反映しているところであり、平成28年10月31日付けで、最新のデータに基づいた告示改正を実施した。今後とも、適切に告示改正を行うように努める。(①分類: B1) ●ただし、発動機の整備方式については、本制度の制定時から大きく変化し、大型機のみならず	●平成31年1月30日に最終とりまとめが行われた「航空機 検査制度検討小委員会」において、国が発動機等の重要 装備品の整備方法等を指定する現行制度を廃止し、航空 機及びこれに装備する全ての装備品等は、航空機使用者 がメーカーの定めるマニュアル等にしたがって適切に整 値・改造をし、その耐空性を維持しなければならないことと すべきであるとされた。 ●これを踏まえ、今国会(第198回通常国会)に航空法の 一部を改正する法律案を提出したところ。	アコミュークファーストエフート

100 英文飛行規程の対象の拡大	●航空機には、安全のために必要な書類として、飛行規程を備え付けなければ航空の用に供してはならないとされている。(航空法第59条、航空法施行規則第144条の2) ●飛行規程の記述は原則として日本語であることとしているが、国土交通大臣の認可を受けた運航規程が搭載されることが認められている航空運送事業者のみが使用することが想定される航空機(回転翼航空機を含む)の飛行規程については、英語で記述してもよいこととしている。(通達「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針(平成12年2月)」4-2(2)) 【要望内容】 ●輸入航空機の飛行規程は原文が英語のため、翻訳して「日本語版」飛行規程を作成し、承認を受ける必要があり、原文が改訂される度に、日本語版の作成及びその承認審査に時間を要している。 ●このため、航空機使用者にタイムリーに日本語版の飛行規程の改訂版が配布されず、安全な運航に関わる情報が迅速に伝達されていない。 ●迅速な改訂を可能にするためにも、現在は大型の航空運送事業機のみに認められている英文飛行規程の対象を、例えば、TA級・TB級の回転翼航空機やN類の飛行機等にも拡大してほしい。	話す及び理解できることが求められている。(FAR Part 61§61.103等)また、輸入航空機の型式証明を受ける場合には、母国語である英語で記述されたマニュアル類、飛行規程含む)が必要となる。(FAR Part 21§21.29)	вз		(平成12年2月1日)を平成30年11月29日に一部改正し、対応が完了した。	エスコタジン日ジ航会ア・プーャ 本ネ空 イン・ボータ はない はんしょう しょうしょう しょうしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しょうしょう はんしょう はんしょく はんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし
102 外国製特定救急用具の検査	【現状】 ●航空法規則第150条により、航空機には救急用具の装備が義務づけられており、そのうち、非常信号灯や救命胴衣、救命ボート等の特定救急用具については、航空法規則第152条により、国土交通大臣の検査に合格したものでなければならないこととされている。 ●ただし、航空法規則第152条ただし書きの規定により、特定救急用具の型式承認を得たものにあっては、この限りではないとされている。(航空法規則第150条、第152条) 【要望内容】 ●外国製の特定救急用具について、航空機の型式証明の中で耐空性が確認され、機体の部品番号一覧(Illustrated Parts Catalogue)等の中で指定されているものについては、検査を不要としてほしい。		В3	承認では、製造国の証明等を示す文書の提出を 以て型式承認の検査やその提出書類の多くを省 略することにより、申請者の負担の軽減を図って いる。(通達「装備品等型式及び使用承認に係る 一般方針」)	●No.53(予備品証明制度の見直しについて)に記載のとおり、今国会(第198回通常国会)に提出した航空法の一部を改正する法律案により、特定救急用具を含む全ての装備品等は、国が認定した事業場(BASA締結国が認定した事業場を含む。)が製造、修理又は改造をし、その耐空性を確認したものでなければならないこととすることから、今後、これと合わせて、国による特定救急用具承認制度(航空法施行規則第152条)を廃止する予定である。	チ・ア ビエー

110	技能証明の発行手続について	【現状】 ●これまで、平成24年の「安全に関する技術規制のあり方検討会」の結果等を踏まえ、航空従事者技能証明の試験合格後から技能証明書の発給までの期間を3~5日間に短縮していたが、実地試験を担当した試験官が出張等によりライセンス発行システムに試験合格から技能証明書発給までに月間程度要していることもある状況。 【要望内容】 ●技能証明書の発行までに期間がかかることで、当該操縦士の訓練が開始できない状況になることから、試験合格後は速やかに技能証明書の発行をしてほしい。	В3		meij Jevija.	
1116	5700kg以下の普通の飛行に適す	●我が国の航空法において、構造上、その操縦のために二人を要する航空機等を使用して行う航空運送事業の機長には、定期運送用操縦士の資格を求めている。 ●定期運送用操縦士取得のための実地試験では、通達「操縦士実地試験実施細則(平成10年3月)」において、「航空運送事業の用に適する飛行機」と定義される耐空類別T類又はC類の機体で試験を行うこととし、以下のようなT類又はC類の性能を前提とした科目(離陸時の発動機が障とした科目(離陸時の発動機が直接させる。)を設定している。・速度が臨界点速度以上となった後に1個の臨界発動機が停止した場合においても、安全に離陸できること・離陸出力又は推力の限界内で運転している状態において、飛行場の周囲を高度を維持しながら1旋回できるような高度まで上昇できること・・離陸中臨界発動機が停止した場合においても、予想されるすべての運用状態(地上又は水上における移動を含む。)において、円滑、確実、容易かつ迅速な縦並びに横及び方向の操縦性を持つこと 【要望内容】 ●構造上、その操縦のために二人を要する耐空類別N類の航空機で航空運送事業を行う場合には、その機長は定期運送用操縦士である必要がある。 ●しかし、現行の操縦士実地試験実施細則では、当該機体で定期運送用操縦士の実地試験を受験することができない。 ●構造上、その操縦のために二人を要する耐空類別N類の航空機で航空運送事業を行う場合には、その機長は定期運送用操縦士である必要がある。	В3	要するN類の機体で、定期運送用操縦士の実地 試験を希望する者はいないと承知しているとこ ろ、要望の背景、詳細、定期運送用操縦士の実 地試験を希望する機体等について聴取の上、米 国等の諸外国の制度も参考にしつつ、要望事項		日ジ航会本ネ空

127	参考資料8 P158	【現状】 ●指定航空従事者養成施設における教育を当該施設の所在地以外で行う場合には、それらの教育を行う施設等の所在地を明らかにする必要がある。(通達「航空従事者養成施設指定申請・審査要領(平成12年10月)」) 【要望内容】 ●指定航空従事者養成施設内や訓練地等以外の場所での学習を指定養成施設の教育として認めて頂きたい。 ●航空会社の運航乗務員全員に携帯端末を貸与して、これを活用すれば、いつでもどこでも教育が行える環境を構築できる。 ●特定の場所以外での教育が認められれば、更に効率的な教育が実施可能である。	B3	いた個人学習を指定養成施設の教育の一部とし	●制度導入を希望する指定航空従事者養成施設からの聴取結果を踏まえ、欧米当局における取扱の方法を確認し、 我が国において実施が認められる事項を検討する。	
128		「現状】 ●航空従事者養成施設の指定の基準として、航空従事者養成施設 指定申請・審査要領において、一定の教育実績を有していることなど が定められているが、当該教育実績を確認するために必要となる書 類等が明確化されていない。 【要望内容】 ●指定航空従事者養成施設としての指定を受けるにあたって、教育 実績を確認する際に必要となる書類を明確化してほしい。 ●これにより、指定航空従事者養成施設の指定を目指す養成機関 において、審査を受ける上で教育実績に関する必要な記録を把握す ることが可能となり、前広に申請準備を行うことができる。	В3			

132 海外の模擬飛行装置の認定 参考資料8 P163,164	【現状】 ●操縦士の訓練に使用する模擬飛行装置の多くは海外で製造され、また海外の訓練施設等で利用されているものである。 ●こうした模擬飛行装置については、こういった国々において機器の認定を受けているにもかかわらず、本邦航空会社が法令に基づく訓練や飛行経験の充当に使用するには国土交通大臣による認定を受けることが求められており、これにより多くの手間がかかっている。(航空法施行規則第238条の2) 【要望内容】 ●米国FAAや欧州EASA加盟国等により認定を受けた模擬飛行装置については本邦独自の認定を受けなくてよい、又は書類審査等だけで比較的簡単に承認して欲しい。 ●FAAの基準と同一となるよう模擬飛行装置等認定要領及び同規則を改正し、相互認定をして欲しい。	В3	ンスを発給する国が、所要の訓練や試験に利用 できる機能性能を有しているかについて審査のう え認定することが、国際的な取扱いとなっている。	●模擬飛行装置等認定要領及び同細則については模擬飛行装置の暫定認定に係る要件などを除き、FAA基準に準拠するよう順次改正してきており、現在最新のFAA基準(Part60 Change2)に合わせるべく改正作業中。	日本ビ ジネス 航空協 ピーチ・
135 自衛隊出身者の計器飛行証明、 操縦教育証明について	【現状】 ●自衛隊の操縦士が自衛隊の航空機で計器飛行や操縦教育を行うにあたっては、航空法に基づく資格は必要とされておらず、自衛隊の内部資格等の規則に基づき、当該行為を行っている。 ●防衛省出身者が航空会社等に再就職し、計器飛行や操縦教育を行う場合には、航空法に基づき、試験に合格し、計器飛行証明や操縦教育証明を受ける必要がある。 【要望内容】 ●自衛隊出身の操縦士であって、自衛隊の内部資格や計器飛行又は操縦教育の経験を有している者については、航空法に基づく試験を全て免除し、計器飛行証明又は操縦教育証明を付与して欲しい。	①C ②B3	① ●民間航空と自衛隊では、それぞれ操縦士に求められる知識や能力等が異なる。このため、自衛隊において計器飛行証明(内部資格を発給する際の審査項目と、民間航空における審査項目を比較検討したところ、民間航空における審査項目を企確認されたことから、自衛隊での内部資格や経験等をもって、直ちに航空法に基づく技能証明を発給することは困難である。 ② ●その一方で、自衛隊出身操縦士の負担軽減のため、計器飛行証明については、自衛隊におけむのが、か、計器飛行証明については、自衛隊におけ、平成26年12月に計器飛行証明取大的が決計し、平成26年12月に計器飛行証明取失のおが決計し、平成26年12月に計器飛行証明取失のおが決計し、平成26年12月に計器飛行証明取失のおが減ぎを受けている。 ●なお、操縦教育証明については、自衛隊の教育訓練学校等が航空法に基づく指定養成施設のを対策学校等が航空法に基づく指定養成施設の教育訓練学校等が航空法に基づく指定養成施設の教育記録学校等が航空法に、自衛隊の教育訓練学を受けている。		日空校三空 航

	【現状】 ●自衛隊出身の操縦士は部隊において内部資格を付与されたうえで計器飛行方式等による飛行経験を有しており、さらに、政府専用機の操縦士等、民間機と同様の計器飛行の経験を有している操縦士も存在している。 ●しかしながら、自衛隊出身操縦士は航空会社での乗務にあたって必要となる計器飛行証明を通常保有していない。 ●そのため、平成26年度より自衛隊出身操縦士の割愛制度(自衛隊出身操縦士の民間における活用)が再開された中で、自衛隊出身操縦士が航空会社で乗務する場合には計器飛行証明を取得する必要があり、そのための小型機での訓練に長い期間と多額の訓練費用を要している。 【要望内容】 ●自衛隊出身操縦士が計器飛行証明を取得する際は、全てシミュレータによる訓練及び実地試験が可能となるようにして欲しい。		●自衛隊出身操縦士の計器飛行証明や操縦教育証明の取得にあたっての負担軽減について検討するため、防衛省の協力も要請しつつ、防衛省の訓練課程における訓練・教育内容を確認するための調査を平成30年度に実施する。	防衛省の協力を得て実施した本年度調査を踏まえ、「模擬飛行装置のみを使用して行うことができる航空従事者技能証明の実地試験について」(国空乗第83号 平成21年5月29日制定)により、実地試験の全部を模擬飛行装置により、実地試験の合品には、一定の飛行経験を有する自衛隊出身操縦士を対象に、模擬飛行装置を用いて型式限定変更の実地試験と計器飛行証明の実地試験を同時に受験できるよう試験の合理化を行い、取得にかかる負担軽減を実施する。(平成31年4月から)	
	【現状】 ●自衛隊出身の操縦士は事業用操縦士技能証明は保有しているものの、型式限定は保有していないことが一般的である。そのため、自衛隊出身操縦士が民間航空会社で操縦士として乗務するにあたっては、乗務する型式に応じた型式限定を取得する操縦士の実地試験について、必要な要件を満たせばジミュレータによる実施(SIM化)が認められているが、SIM化を行うためには、別途、12回以上の着陸を含む実機による訓練が求められている。 ●一方、既に二人操縦機の型式限定を保有している操縦士が別の型式限定を取得する際には、シミュレータのみで実地試験を受験することができ、実機での訓練は求められていない。 ●自衛隊出身操縦士の中には輸送機等二人操縦機の乗務経験を有している操縦士もいるが、そういった者であっても、二人操縦機の型式限定を取得する際には、初めて二人操縦機の型式限定を取得する者と同様にSIM化にあたって実機での訓練が求められる。 【要望内容】 ●二人操縦機の乗務経験を有している自衛隊出身操縦士については、民間航空会社に移籍後、型式限定を取得する際のSIM化にあたって、実機による12回以上の着陸を含む訓練を免除してほしい。		者の多くは40歳代の戦闘機操縦士であり、輸送機等の操縦士が割愛される事例はあまりないものと認識している。	●本年6月に「模擬飛行装置のみを使用して行うことができる航空従事者技能証明の実地試験について」の一部改正を行い、自衛隊において輸送機等の操縦経歴を有する者については、12回以上の着陸を含む実機による訓練を実施することを不要とした。(措置済み)	-·

13	8 自家用操縦士の航空身体材 明について 参考資料8 P167,168		た検査基準に適合しない場合に不要な 訓練費用の発生を防ぐため、飛行訓練 中の出来るだけ早い時期に指定的空 身体検査医の診察を受けるべきであ り、同様の理由で、航空運送事業の勤 務を目指す訓練生は、操縦士に必要と なる最上級の身体検査証明書を申請 すべきであるとされている。		明の適用基準の種別及び有効期間は、操縦士の 資格(定期運送用、事業用、准定期運送用、自家 用)に対応したものとなっており、我が国において も当該国際標準に準拠して設定しているものであ る。 ●提案のとおり、操縦士の資格に応じた種別以 外の種別での航空身体検査証明を行うとすれ	●これまでに自家用操縦士が第1種航空身体検査証明を取得することについて、ICAO国際標準との整合性や欧米の制度を確認してきた結果、ICAO条約附属書(国際標準)では自家用操縦士は第2種航空身体検査証明が、また事業用操縦士等へは第1種航空身体検査証明が適用となっており、有効期間も免許の種類(自家用、事業用等)に応じて設けられている。一方、欧米では自家用操縦士であっても第1種の航空身体検査証明が取得可能となっていた。 ●ICAO条約では同附属書(国際標準)に従った国内規則の整備が求められており、我が国の規則もこたに連拠して幅な見直しと共に、国際標準との整合性についても慎重な検討が必要なことが明らかとなった。 ●一方、准定期運送用操縦士を養成しているエアライン(2社)以外からは改正要望に対応するためには国内規則の大検討が必要なことが明らかとなった。 ●一方、准定期運送用操縦士を養成しているエアライン(2社)以外からは改正要望は無く、またこれらのエアライン(2社)においても現時点では養成上の支障にはなっていないことを確認した。 ●これらを踏まえ、本件要望に対応した制度改正については、今後、更なる要望を踏まえて検討を進める。	
14	0 現在の加齢乗員(60歳以上 縦士)の年齢上限の技量及 学的な知見に基づき68歳未 ら70歳未満に引き上げ	び医 ●現在、通達「航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空		В3	成26年7月の「乗員政策等検討合同小委員会と りまとめ」を踏まえ、「加齢航空機乗組員のあり方 検討委員会」を設置し慎重な検討を行った結果、		

142 60歳以上65歳未満の操縦士を み合わせて乗務させる場合の外 件緩和 参考資料8 P169	●現在、通達「航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準(平成12年1月)」において、機長・副操縦士とも1.60歳以上65歳未満の操縦士を組み合わせて乗務(助齢乗員の互乗)させる場合、健康管理部門、航空産業医及び航空身体検査証明を担当する指定航空身体検査医との間において、常時連絡ができる体制の整備が求められている。 【要望内容】 ●加齢乗員を互乗させる場合の要件のうち、連絡体制について、航空産業医を擁する事業者においては、健康管理部門、航空産業医を対ち定を全めるのではなく、健康管理部門と日常健康管理を実施している航空産業医との間において常時連絡ができる体制が整備されていることを条件としてほしい。 ●これにより、将来に亘り、加齢乗員の互乗が実現し、運航リソースの最大活用が可能となることにより、我が国の成長戦略へも寄与する。	●米国や欧州では、機長は航空会社	вз	航空会社における乗員の健康管理体制及び乗員の日常の健康管理等を定めた「航空機乗組員の健康管理等を定めた「航空機乗組員の健康管理に関する基準」を平成28年6月2日付で制定し、平成29年1月1日より適用している。 ●60歳以上の所謂加齡乗員は、心身機能喪失を生じるリスクが高いとされる循環疾患等の罹患をか高くなること等から、加齢乗員同士の組み合むで運航を行う場合は、航空会社における適切な日常の健康管理の実施が、重要な役割を果たすこととなる。 ●このため、健康管理部門、乗員健康管理医、指定航空身体検査医の間での連絡体制の空機を目を表達しているにより、各航空機乗で回じ関する基準」の適用開始になり、各航空会社毎に乗員の乗務制限及びそのることから、上記要望を踏まえ、医学関係者で構成して平成29年度検討を行う。	「健康管理部門の乗員健康管理医、健康管理担当者及び必要に応じて契約指定機関に所属する指定航空身体検査医との間において、常時連絡ができる体制が整備されていること。」 ●査察操縦士が審査する範囲内機長は、現状において初	DII
の機長について 参考資料8 P172-174	●航空法第12条に基づき、航空機の機長は、必要な知識及び能力を有することについて、国土交通大臣の認定を受け、定期的に審査を受けなければならない。 ●国土交通大臣の指定を受けた指定本邦航空運送事業者においては、国土交通大臣の認定や定期審査を行うことができる。 ●通達「指定本邦航空運送事業者の指定要領(平成12年1月)」において、国土交通大臣が指定する範囲内の機長が定められている。 ●正のうち、「類似規程事業者(※1)」および「準類似規程事業者(※2)」以外から出向復帰する場合は、指定本邦航空運送事業者の指定要領に定める範囲内機長認定を受けなければならないこととされている。 【要望内容】 ●「類似規程事業者」及び「準類似規程事業者」以外から出向復帰する場合は、指定本邦航空運送事業者の指定要領に定める範囲内機長とならないため、国(運航審査官)による機長認定を受けなければならない。 ●がエイエアから日本航空への出向復帰が年間約30件あり、運航審査官の審査実施に係る調整を行ってきているが、1人でも多くの機長とならないため、国(運航審査官)による機長認定を受けなければならない。 ●がエイエアから日本航空への出向復帰が年間約30件あり、運航審査官の審査実施に係る調整を行ってきているが、1人でも多くの機長とならないため、国(運航審査官)による機長認定を受けなければならない。 ●がエイエアから日本航空への出向復帰が年間約30件あり、運航審査官の審査実施に係る調整を行ってきているが、1人でも多くの機長の範囲に、類似規程事業者よび準類似規程事業者以外からの出向復帰を追加(同一型式、類似型式、類似型式以外それぞれ)し、査察操縦士による社内機長認定で対応できるようにする。 ●または、条件を限定して「過去に認定を受けていた型式への復帰」のみ、機長の範囲に追加することを検討していただきたい。	※1:類似規程事業者:運航規程のうちオペレーションズマニュアルとして記載されている事項、航空機乗組員に対する訓練及び審査方法等が類似するもの※2:準類似規程事業者:運航規程のうちオペレーションズマニュアルとして記載されている事項のみが類似するもの	В3		●内部及び航空会社との調整を引き続き行い、平成31年 度早期にパブリックコメントを実施し、関連通達を改正する	

146 運航乗務員の訓練・審査の基準 について 参考資料8 P176	程に定めるべき航空機乗組員の昇格訓練、任用訓練、定期訓練及び型式移行訓練のうち、地上教育(非常教難対策訓練を除く。)及び飛行訓練(模擬飛行装置による時間も含む。)について、最低限の訓練時間が定められている。 【要望内容】 ●航空機乗組員の訓練において、他国の一般的な訓練時間と比較して高い水準が求められている。 ●過去の訓練実績を考慮しても訓練時間が多いと考えられ、不必要な訓練の実施につながっていると考えられる。 ●航空機乗組員の訓練、試験、審査に関わる基準の見直しにより、欧米レベルの訓練水準とし、効率的な訓練が実施できるようにしてほ	する最低限の訓練時間(Programmed hours)が定められているが、その他の訓練(昇格訓練(Upgrade training))に関式移行訓練(Transition training))に関する訓練時間は、様々なニーズが想定されるという理由から明示されていない。 ●さらに、FAAが発行しているFlight Standards Information Management System (FSIMS) において、初期訓練、昇格訓練、型式移行訓練、定期訓練に	運航の確保に必要な訓練時間として設定されているものであり、効率的な訓練のあり方の検討に	●ATECにてCommonalityに関する調査・研究が行われているところである。この進捗も踏まえながら、No.153、154の要望とあわせて効率的な訓練・審査のあり方について内部で検討を行った。 ●平成31年2月27日~3月28日までパブリックコメントを実施し、3月29日に関連通達を改正する予定である。	マーク
149 カテゴリー I / II 航行資格取得時の飛行経験について	●通達「カテゴリーI/II航行の承認基準及び審査要領」において、カテゴリー航行に必要とする航空機乗務員の経験要件が定められており、カテゴリー航行を行おうとする航空機の型式において、機長として、カテゴリーIでは100時間、カテゴリーIIでは300時間、運航していることが経験要件として求められている。 ●類似型式での機長時間を有する機長については、上記の機長時間は同通達の定めにより、カテゴリーIでは50時間、カテゴリーIIでは100時間、運航していることが求められている。 【要望内容】	●カテゴリーIの場合・機長及び他の運航乗務員がカテゴリーIまたはカテゴリーⅢ資格に係る訓練・審査を終了しているか、機上装置の使用、地上装置の使用、関連する手順等について、同等の訓練を受けていること。・ExemptionによりカテゴリーI航行が可能な機長であっても、Landing時に一定の条件を満たしていること等	●平成24年度に、米国のカテゴリー航行を行う操縦者に対する経験要件について調査を行い、同調査結果に基づき、経験要件の免除について検討を行ったが、最終的に関連通達の改正には至らなかった。 ●CAT Exemptionの必要性については理解できるところ、平成24年度の調査結果を基に、経験要件の免除について再検討を行い、平成30年度末を目処に関連通達の改正を行う。	●平成28年度にATECにおいて経験要件の免除について 調査・研究が行われた。この調査結果も踏まえながら、具 体的な要件について内部で検討を行った。 ●平成31年4月上旬を目処にパブリックコメントを実施し、 関連通達を改正する予定。	全日本空輸

		T = =				
151		【現状】			●範囲内機長や社内機長初回認定の要件について、内部	日本航
	邦航空運送事業者の取扱い②	●通達「指定本邦航空運送事業者の指定要領(平成12年1月)」にお		による機長初回認定30人+航空局による機長初	で検討を行っているところである。	空
		いて、社内機長初回認定の実績等を審査することにより、社内機長		回認定30人)の実績については、国と同等の審		
	参考資料8	初回認定を受けた者が機長認定を受けた者と同等以上の知識及び			●内部及び航空会社との調整を引き続き行い、平成31年	
	P177,178	能力があると認めた場合には、「国が半数以上の機長初回認定を実		るために必要な人数として定められたものであ	度早期にパブリックコメントを実施し、関連通達を改正する	
		施する」という要件の適用が除外される。		る。	予定である。	
		●具体的に考慮される実績等は、過去3年間(審査件数が30件を満		●指定本邦航空運送事業者が社内で認定を行え		
		たない場合には30件)の型式毎の社内機長初回認定の実績とされて		る機長(範囲内機長)や社内機長初回認定に係		
				る要件の全体見直しを平成30年度末までに行う		
		いる。				
				こととし、その中で現在の運用実績を検証し、必		
		【要望内容】		要な検討を行った上で、社内機長初回認定の新		
		●「国が半数以上の機長初回認定を実施する」という要件の適用が	B3	たな要件を策定し、平成30年度末までに関連通		
		除外されるまで、型式ごとに最低機長昇格者60人以上(事業者によ		達の改正を行う。		
		る機長初回認定30人+航空局による機長初回認定30人)の実績が		200		
		必要となる。				
		必安となる。				
		●この実績を確保するまでに相当な期間を要するため、考慮される				
		べき実績の要件緩和、または「型式ごとの」の記載の削除を検討して				
		いただきたい。				
		7-7				
1						

内機長初回認定を行う査察り				●社内機長初回認定を行う査察操縦士の要件について、	日
士の取扱い	●副操縦士から初めて機長に昇格しようとする者の社内機長初回認		通常の査察操縦士とは異なり、高い審査能力が	内部で検討を行っているところである。	空
	定を行う査察操縦士は、通達「機長等認定・審査要領(平成12年1		必要であることから、指名定期審査で常に「成績		
考資料8	月)」により、一定の追加要件を満足する必要があり、訓練要件及び			●内部及び航空会社との調整を引き続き行い、平成31年	
78	指名定期審査における成績に関する要件が求められている。一定の		ీ	度早期にパブリックコメントを実施し、関連通達を改正する	1
	追加要件を満足した査察操縦士は、副操縦士から初めて機長に昇			予定である。	
	格しようとする者の社内機長初回認定を行うことができる。		●範囲内機長や社内機長初回認定に係る要件		
	●通達「機長等認定·審査要領(平成12年1月)」において、査察操縦		の全体見直しを平成30年度末までに行うことから、その中で現在の運用実績を検証した上で、社		
	●通達・機長寺総定・番重安領(十成12年・月)月このいて、重奈保祉 士の指名の要件が定められているが、社内機長初回認定を実施す		内機長初回認定を行う査察操縦士に求められる		
	る 古の 古の おった である ない である ない である ない である でもの でもの でもの でもの でもの でもの でもの でも		「高い審査能力」に係る要件について、平成30年		
	る直来深順工については追加の安円が足のわれている。		度末までに見直しを行う。		
	●社内機長初回認定を実施する査察操縦士に対して、「①訓練要		及れるでに先直びと行う。		
	件」、「②指名定期審査における成績」に関する要件が定められてい				
	ప				
	【要望内容】				
	【要望①】				
	●指名定期審査で「成績良好」と判定されることが求められている。				
	仮に、社内機長初回認定の実施を認められた査察操縦士が指名定				
	期審査で「成績良好」と判定されなかった場合には、社内機長初回認				
	定を実施する資格を失うことになる。更に、一旦資格を失うと、次回 成績良好となるために1年間期間を要することになるため、乗員配置	B3			
	可回寺に文座で及ばりことになる。				
	●したがって、指名審査に合格してその能力が確認されているため、				
	成績良好と判定された査察操縦士のみが審査可能であるとする要件				
	(機長等認定・審査要領第27条第6項第二号)の削除を検討していた				
	だきたい。				
	【要望②】				
	●社内機長初回認定ができる査察操縦士の再指名について、再指				
	名の場合も指名時と同じ条件が必要であるため、再指名に時間を要した。				
	するとともに、成績良好とならなかった場合の再指名については、成 績良好となったあと(1年後)、条件を具備するために更に時間を要す				
	根及好となったのという生後が、米什を共補するために更に時间を安する。				
	' ♥∘				
	●そのため、実地訓練や離着陸経験に関する要件の緩和又は省略				
	規定の追加を検討していただきたい。				- [
					- 1

Г	153 指定航空従事者養成施設におけ	+ 【114】		▲「廿代室本」にけ 七字結束分束字等式拡張に	■ATECにて行われたCommonalityに関する調査・研究の	수미木
- [153) 【現れ】 ●航空法第72条に基づき、航空運送事業者の機長は、必要な知識		おける技能証明の発給を目的とした技能審査と、	番目といって行われたCommonalityに関する調査・研究の 結果も踏まえながら、機長認定における技能審査のあり方	空輸
	の人に留互びながいについて	及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受け、定期的		機長認定を目的とした技能審査がある。	について、内部で検討を行った。	日本航
	参考資料8	に審査を受けなければならないこととされている。		A STRUCKE HAVE OF THE MAN AND THE STRUCK OF		空
	P179			●指定航空従事者養成施設の技能審査員は、こ	●平成31年2月27日~3月28日までパブリックコメントを実	
		●通達「機長等認定・審査要領」に基づき、一定の条件を満たした場			施し、4月上旬に関連通達を改正する予定である。	
		合には、以下のとおり機長認定に係る技能審査のみなし又は省略を		を行う能力を国が認定した者である。		
		行うことができる場合がある。				
		一技能証明を取得するために、国の航空従事者試験官による実地		●要望No.146、154の要望において、機長認定に		
		試験に合格した場合には、当該試験を機長認定に係る技能審査とみなすことができる		おける「技能審査としてみなすことができる試験 等」の要件のあり方について検討を行うことから、		
		一技能証明を取得するために、指定航空従事者養成施設の技能審		本要望における審査科目の省略も含めて平成30		
		査員(国の認定を受けた者)による技能審査に合格した場合には、機		年度末までに必要な見直しを行う。		
		長認定に係る技能審査の科目を全て実施しているものについては、		12110101010100		
		当該審査をもって機長認定の技能審査を省略することができる。(*				
		航空従事者試験官が審査を実施する場合には、技能審査員が実施				
		しているように、全科目を実施する必要なし。)				
		【要望内容】				
		【安美内谷】 ●指定航空従事者養成施設の技能審査科目と機長認定の技能審査	B3			
		●相足加工化事有養成施設の技能審査符号と低表認定の技能審査 科目は異なっていることから、機長認定の技能審査を省略するため				
		に、指定航空従事者養成施設の技能審査においては、不足する科				
		目を追加して実施している。				
		●国の認定を受けた技能審査員が、国が定めた基準に従って技能				
		証明に係る技能審査を行っているにもかかわらず、国の航空従事者				
		試験官が実施した場合と、機長認定の技能審査に係る取扱いが異なることは合理的ではないと表示される。				
		ることは合理的ではないと考えられる。				
		●国の航空従事者試験官が実地試験を実施した場合と同様に、指				
		定航空従事者養成施設において技能審査員が実施した審査におい				
		ても、当該審査をもって機長認定の技能審査を省略できるようにして				
		いただきたい。				
- [
1						1

7とB787の型式移行等におけ	【現状】 ●航空法第24条および第25条に基づき、操縦士は、航空機の操縦			●ATECにてCommonalityに関する調査・研究が行われているところである。この進捗も踏まえながら、機長認定にお
以此に 汉化田旦17日に 20	に必要な技能証明を取得し、型式等に関する限定を取得する必要が			ける型式復帰等について、内部で検討を行った。
7 37 No. 0	ある。			
き資料8 9.180	■限定取得等の実地試験については、通達「操縦士実地試験実施		●8///及び8/8/の操縦特性が極めて類似しており、利式限定を取得する際の案本利日の多くを	●平成31年2月27日~3月28日までパブリックコメントを実施し、3月29日に関連通達を改正する予定である。
5,100	基準(平成10年3月)」に従って実施されており、当該基準において、		免除し、簡略化した審査により型式限定を付与し	元6、67126日に財産過程と収出するすたである。
	「操縦特性が極めて類似する型式への限定変更を行う場合にあって		ており、当該審査の結果をもって機長認定に係る	
	は、別途定める基準によるものとする。」と規定されている。		技能審査の省略を行っている。一方、既に型式 限定を有する型式の機体に復帰する場合には、	
	●我が国で運航されている航空機のうちボーイング式777(以下		機長認定に係る審査科目全てを行うことにより認	
	B777)とボーイング式787 (以下B787)については、通達(※)におい		定を行っている。	
	て、B777からB787、B787からB777への型式移行を行う際の試験科			
	目の一部免除が認められている。 ※B777型の型式限定を保有している者がB787型機の型式限定を取		●平成29年度においては、B777及びB787の組み合わせだけでなくその他の型式の組み合わせ	
	得する場合及びB787型の型式限定を保有している者がB777型機の		についても、航空機の類似性を考慮した訓練・審	
	型式限定を取得する場合の操縦士実地試験の実施に係る取扱いに		査のあり方について調査・研究を行うこととしてい	
	ついて(平成26年1月)		る。その中で、要望No.146、153とあわせて、機長認定における型式復帰も含め、「技能審査として	
	●また、機長認定について、通達「機長等認定・審査要領(平成12年		みなすことができる試験等」の要件のあり方につ	
	1月)」に基づき、指定航空従事者養成施設の技能審査員が、一定		いて検討し、平成30年度末までに必要な見直しを	
	の条件を満たした審査を行う場合には、機長認定に係る技能審査を 省略することができる。		行う。	
	自略することができる。	B3		
	●一方、指定本邦航空運送事業者に所属する操縦士が以前乗務し			
	ていた型式の航空機に乗務しようとする場合には、航空会社におい			
	て復帰訓練を実施し、査察操縦士による社内機長認定を行うことに より、機長として乗務を行うことができる。			
	S T IN INCOME TO THE TOTAL CONTRACTOR OF THE TOTAL CON			
	【要望内容】			
	●操縦士が指定航空従事者養成施設において新たに型式限定を取得する場合には、両型式の差異に特化した科目の審査で、新たな型			
	式限定を取得することができ、一定の条件を満たせばそれにより新			
	たな型式について機長の認定も行うことができる。			
	■一方、過去に乗務したことのある型式に復帰する場合には、査察			
	操縦士による全ての科目の審査を行うことにより、機長認定を行って			
	เงอิง			
	■B777とB787の間の型式移行という点では同じであるにも関わら			
	ず、機長認定の実施方法が異なることは合理的ではないと考えられ			
	るため、査察操縦士による審査も型式の差異に特化した審査で対応			<u>'</u>

技術的な内容に関する要望が応状況等

[対応分類] A:現行制度で対応可能/B1:平成29年6月末までに対応済/B2:平成29年度内に対応/B3:平成30年度以降に対応/C:検討の結果対応が困難

番号 要望事	現状と要望内容	諸外国の制度等参考情報	分類	対応の方向性	対応状況等(平成31年3月末時点)	要望者
	●耐空証明の有効期間は原則的に1年であるが、航空運送事業の用に供する航空機については、耐空類別「飛行機輸送下」(※)であって、当該本邦航空運送事業者における信頼性管理、技術管理等の整備体制や整備業務の実施状況が適切であることなど、一定の条件を満足する場合には、当該本邦航空運送事業者の整備規程の適用を受けている期間とされている。(航空法第14条、通達「航空運送事業の用に供する航空機の耐空証明の有効期間の設定について」) ●更新耐空検査においては、航空機整備検査認定事業場が年次点検及び整備後の検査(地上試験、飛行試験等)を実施するか、又は、国が実機検査(地上試験及び飛行試験)等を行う。国が実機検査等を行う航空機については、受検前に受検者による年次点検、地上検査、飛行検査等の実施が必要となる。(通達「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針(平成12年2月)」) 【要望内容】 ●航空運送事業の用に供する航空機であっても、信頼性管理方式が適用されていないものについては、連続式耐空証明の交付を受けることができず、1年毎に耐空検査を受けなければならない。耐空検査においては自家用機と同じ内容で検査が実施されているため、連続式耐空証明の交付を受けた航空機に比べ著しく負担が大きくなっている。 ●事業用小型機であっても、製造者AMMの中で製造国政府FAAがApproveしているInspection Program (通常FAAは小型機には信頼性管理方式を求めていない)に準拠して整備規程を定め認可を受けた整備規程に従って整備を実施している場合、更新耐空検査において整備規程に従って整備が実施されていることの確認(書類検査)のみとし、実機検査を省略してほしい。		① A ② C	いても、認定事業場が整備及び整備後の検査を実施し、航空機基準適合証を発行する場合には、国による実機検査を不要とし、提出書類も国による耐空証明検査の場合と比べて大幅に少ないものとしているところ。(①分類: A) ●一方、本邦航空運送事業者が連続式耐空証明の交付を受けるためには、信頼性管理、技術管理等を的確に行う整備体制を有することが前提となっているが、信頼性管理、技術管理等を行う上で適切な整備体制を有していなが、信頼性管理、技術ない航空機や、信頼性管理、技術がな明されない航空機や、信頼性管理、技術がな明等を行う上で適切な整備体制をすしていなが、非航空運送事業の用	れた「航空機検査制度検討小委員会」において、航空運送事業者の中でも、信頼性管理方式が適用されない航空機等の理由により「連続式耐空証明」の取得が困難な者についても、更新耐空証明性や航空機整備検査る認定証明検査の責用等により、1年毎の重新耐空証明検査の負担軽減を図ることが適当とされた。 ●No.82(耐空証明の更新(連続式耐空証明)に記載のとおり、航空運送事業の用に供する航空機以外の航空機のと対析的と変更を開ける航空機以外の記載内容やその技術的空運基等について検討するのに合わせて、航空運送事業者の更新耐空証明検査の負担軽減につ	

[対応分類] A:現行制度で対応可能/B1:平成29年6月末までに対応済/B2:平成29年度内に対応/B3:平成30年度以降に対応/C:検討の結果対応が困難

番号	要望事項	現状と要望内容	諸外国の制度等参考 情報	分類	対応の方向性	対応状況等 (平成31年3月末時点) 要望者
172	ディングブリッジの適応機種拡大	 ●PBBの使用は、航空機のドアの高さ、即ち機種により制限されることがあり、PBBの使用が望ましい場合(車椅子のお客さまがある時や荒天時)でも使用できない場合がある。 ●結果としてPBBが占有されてなくてもオープンスポットを使用することとなり、お客さま利便性、サービスに影響するとともに、場合によってはバスの手配が必要となる。制限される機種はドアの位置が低い小型機(当社ではSAAB、Q400)であり、PBBの勾配の度合いで制限される。 【要望内容】 ●PBB内の構造の見直しや勾配に関する制限の見直しにより、PBBの利用による降機、搭乗機会が増加し、お客さまへの搭乗時のストレス(車椅子、荒天時の徒歩、バス待ち時間等)を緩和するとともに、搭乗に要する時間を短縮できるため定時性の向上が期待できる。 ●また、お客さまのランプ上での歩行機会を少なくすることで、雪害時や降雨時の転倒防止等にも効果が期待される。 2020年にパラリンピックを控える中、車椅子のお客さま等に対するバリアフリー環境の一層の促進という観点においても改善頂くことが必要と考えている。 		B2	動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」を設置し、バリアフリーにかかる国交省ガイドラインの見直しを行っているところ。 ●航空局においても、同ガイドラインの改訂内容等を整理し、空港施設のユニバーサルデザイン化をより一層推進するため、平成29年度中に航空局ガイドラインの改定を行う予定である。	1/12以下とすることが規則されているが、空港毎に設置条件等が異なることから個別に相談をいただいている。また、平成30年10月に航空局ガイドラインを改定し、新たに「段差のない搭乗橋」の導入検討を推奨規定として設けた。「段差のない搭乗橋」の導入にあたっては、空港毎に様々な設置条件等による制約が予見されることから、「段差のない搭乗橋」の導入に伴う勾配の考え方を整理し、指定空港機能施設事業者、関係地方公共団体、空港で会社、航空会社に通知した。

[対応分類] A:現行制度で対応可能/B1:平成29年6月末までに対応済/B2:平成29年度内に対応/B3:平成30年度以降に対応/C:検討の結果対応が困難

番号	要望事 項	現状と要望内容	諸外国の制度等参考情 報	分類	対応の方向性	対応状況等 (平成31年3月末時点)	要望者
158	の電子化	 ●航空局所管業務の各種行政手続(例:打刻申請や規程,基準の認可・承認・届出など)は、基本的に紙面による申請や処理となっており、現代の電子化促進に追従できていない。 【要望内容】 ●現在航空輸送技術研究センター主催により「航空機整備に係る署名および記録・文書の電子化について」のワーキンググループが行われているが、当該課題の発展形として、航空機整備に係る各種行政手続きにおいて電子化(特に申請・届出のオンライン化)を導入する。 現状、貴局内での決裁については電子化が進められており、そのシステムや対象を拡大することに、一貫性のある手続き管理が実現でき、事業者としてもコスト削減や業務の効率化を推進できる。 ●また、本件に限らず、法令に「書類」と明記されているものについて、電子書類も含まれることとする明確な定義付けを行うことにより、電子化の促進に対する有効な対策の一つであるとも考える。 ●過去「安全に関する技術規制のあり方検討」報告書においては本事項については「国土交通省オンライン申請システムを利用した手続きへの移行について、費用対効果等の検証等のため、関係機関との調整を進めている。」とされており、可能となったものから速やかに電子申請を可能として頂きたい。 		В3	●「行政手続部会取りまとめて~行政手続部会取りまとりまとりでを発出ストの削減に向ける選別のでは、平成29年3月29日規制のに、上の手続コスト削減の子に、行政手続コスト削減の子に、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では	「行政手続部会取りまとめ〜行政手続コストの削減に向けて〜」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)の方針に基づき、取り組みを進めているところである。	ピーチ・ アビーショ ン

用時間 の拡大 (6時 ~23時	●夜間を含めた機材稼動の向上が事業健全化には必要であるが、成田空港は実質22時以降の出発便は設定できず、機材整備要件上20時ごろ到着した機材は稼動終了となる。よって深夜の増便機会が奪われ、利用者の拡大阻害となっている。	В3	平成29年6月12日に開催された 国・県・周辺市町・NAAで構成支港の 四者協議会において、成の1つで表の 更なる機能強化の方策の1つとしる で運航可能時間を5時~24時30 (現行6時~23時)とする機能強化の の今後、更なる機能民のの の一般で表し、け、得られるよう。 の空港間競争の はいるとが確認されたとこる を見れるよう。 の空港間競争の はいるで はいるで とり、ができるよう、 を見れば、厳しい空港間競を はいったとがで まるようで はいったとが を見れば、厳しいで はいったとが を見れば、厳しいで はいったとが を見れば、ができるよう、 はいで はいったとが はいで はいったとが はいで はいったとが はいで はいった。 はい はい はい は、 はい は、 はい は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 が は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	和については、平成30年3月13日の四 者協議会において、2020年の東京オリ ンピック・パラリンピック開催までに実施 することが合意されていたが、平成31年 2月4日の四者協議会において、2019年 10月(冬ダイヤ)から実施することが確	ジェットスター・ジャパン

3ターミ ナル側 とA滑 走路を 結ぶ誘	【現状】 ●成田空港の第3ターミナルは、空港レイアウト上、A滑走路からもっとも遠くに位置しており、B滑走路を使用した場合と比較し航空機での地上走行に2倍以上の時間を要する。 ●さらに、ピーク時間帯はA/B滑走路の運用を出発・到着で分ける方式を取り入れており、ピーク時の出発では、最大で離陸まで45分以上要することもあるなど、国内線の所要時間に大きな影響を与え、航空旅客が求める短時間移動の提供が難しい。 【要望内容】 ●第3ターミナルは多くの国内線が発着するターミナルでもあるため、B滑走路と同レベルの所要時間で離陸可能な誘導路の建設が必要である。	В3	策の一つとして、C滑走路の整備、 B滑走路の延伸、夜間飛行制限の 緩和等について、平成28年9月の 四者協議会に提示し、平成29年6 月12日の四者協議会においては、 更なる機能強化の実現に向け、地		ジャパン
滑走路 の延伸 化 (A/B 終日同	【現状】 ●成田空港において、B滑走路は第3ターミナルに近く、離陸の順番待ち等の混雑影響も受けにくいため、国内線の定時運航の確保に重要な役割を果たしている。 ●しかし現在は、ピーク時間帯などA/B滑走路で出発・到着を分ける運用方式を取り入れており、使用滑走路の違いにより定時運航率に大きな差が発生する。 【要望内容】 ●B滑走路をA滑走路と同様に活用できるよう早期延伸化が必要である。 ●これにより、大型機や長距離便もB滑走路からの離着陸が可能となり、出発・到着を分ける運用方式は不要となる。	В3	策の一つとして、C滑走路の整備、 B滑走路の延伸、夜間飛行制限の 緩和等について、平成28年9月の 四者協議会に提示し、平成29年6 月12日の四者協議会においては、 更なる機能強化の実現に向け、地	いて、より効率的な空港運用が可能となるC滑走路の整備、B滑走路の延伸等について四者で合意されたところ。 ●現在は、C滑走路の整備とB滑走路の延伸を実現できるように、事業着手に向けた諸手続き(環境アセスメント等)を進めているところ。	ジャパン

3ターミ ナルの 増床	 【現状】 ●成田空港の第3ターミナルについてオープンして1年半が経過するが、出発・到着動線が交錯するチェックインカウンターエリアを中心に常に混雑が発生している状況である。 ●今後、第3ターミナル就航各社の事業拡大において物理的な支障が生じ、空港利用者の利便低下も懸念される。 【要望内容】 ●第3ターミナルの増床や動線の見直し(1階を到着階・2階を出発階として完全分離)による混雑緩和、チェックイン機能の増強や店舗配置の見直し。 	В3	いては利用者利便の観点からも重要な課題と認識している。 ●このため、第3ターミナルの増床については、現在、NAAにおいて可能性の検証を行っている。 ●また、一階出入口設置による出到着動線分離については、混雑緩和の手段としての選択肢の一つとして今後具体的な検証をNAAにおいて行っていく。	混雑緩和を図る。 ・2019年度夏頃を目途に到着ロビー(1階)を増築し、出発動線と到着動線を分	ジェットスター・ジェット
3 ナエンフポの整ーシーのロー ト期化	【現状】 ●成田空港では、国内線・国際線旅客ターミナルのエプロンルーフ付スポット数不足により、オープンスポットでの地上取扱業務が多く発生している。よって、地上取扱業務時間に伴う便の遅発化や、バス使用によるコスト負担増など、航空会社の事業環境に悪影響を与えている。 【要望内容】 ●国内線171・172・173・174番でのエプロンルーフ付スポットの早期整備化 ●国際線150番台及びそれ以外のスポットの早期整備化		ト側の2スポットについては平成29年8月末及び北側3スポットについては、平成32年2月末の完成に向け、NAAにおいて整備を実施中である。	●第3ターミナルにおけるサテライト側の2スポット174番、175番については、平成29年12月7日に供用を開始。 ●北側3スポットについては、平成32年2月末の完成に向け整備を実施中。 ●その他スポットについては、時間値72回化に向け整備を進める。	ジェットスター・ジェット

180	3ターミ ナル用 駐車場	【現状】 ●成田空港の第3ターミナルでの一般車利用客は、第3ターミナルに駐車場がないことから、第2ターミナルの駐車場を使用せざるをえない状況になっており、徒歩で15分以上の移動負担を強いることから、大きな荷物を持つ方やお年寄りの方の利用阻害となっている。 ●また、駐車場を結ぶ導線においても、駐車場の位置は第3ターミナル寄りにあるが、通路は一度第3ターミナルと反対に移動してから向かうことになり、利用者に対して無駄な移動距離を課している。 【要望内容】 ●第3ターミナル付近への駐車場整備(空港外敷地も含めて検討) ●第2ターミナルから第3ターミナルへショートカットできる通路設置 ●駐車場循環バスの運行	距離が離れている場合は、ターミナルと駐車場	В3		●A8駐車場内における立体駐車場の整備は、平成31年夏の供用に向けNAAにて整備を実施中。	
181	3ターミナールの設置	●成田空港の第3ターミナルに一般車の送迎レーンがないため、第2ターミナルの一般車レーンを使用しなければならな			車の送迎レーン(カーブサイド)を設置することは用地の制約から困難ではあるが、NAAにおいて頂いた	●第3ターミナルについては、NAAにおいて南側への増築を概ね2021年度末の完成を目途としており、この中で一般車の送迎レーン(カーブサイド)についても検討していく。	

182	内道路	 【現状】 ●路線バスなどは、空港構内道路の制約により、空港進入後、第3ターミナルの前を通過し、「第2→第1」と空港内を循環した後、空港進入後15分後に第3ターミナルで降車が可能となる。 ●第3ターミナルからの国内線利用客など、短時間での移動を希望する航空旅客に対しては大きな利用阻害となっている。 【要望内容】 ●第3ターミナル正面におけるバス降車場の設置 ●構内道路の全体的な見直し 		降車場の設置等については、用地の制約から設置することは困難ではあるが、NAAIにおいて頂いた要望を含め、第3ターミナルの旅客の利便向上に資する施設整備について、今後の中・長期的な施設展開における課題として考慮し、検討していく予定である。 ●なお、現在の構内道路においても、降車時に第3→第2→第1の順に停車する運用が一部行われて指摘のような運用は可能となっている。	●第3ターミナルについては、NAAにおいて南側への増築を概ね2021年度表すの完成を目途としており、この中で一般車の送迎レーン(カーブサイド)についても検討していく。 ●現在、高速道路を経て空港に到着する路線バスの降車については、第2ターミナルビルの到着階での降車をおこなうことで第3→第2→第1の順で停車する運用が。は、第19本の関係から物理的に第2→3の順となっている(イレギュラー運用)。は、1→第3の順となっているが、要望を踏ず可運用である出発階での降車については、第1→第3の順となっているが、要望を踏ず可能を3を収入の関係がら初の際車がである様、現在第2ゲート近傍のバス降車はなる様、現在第2ゲート近傍のバス降車はなる様、現在第2ゲート近傍のバス降車はなる様、現在第2ゲート近傍のバス降車はなる様、現在第2ゲート近傍のバス降車はなる様、現在第2ゲートがののでは、これまで通り、利用者利便の観点からバス事業者において適宜判断されるものと考えている。)	ジェタヤ・パ
183	「第2ビ ル」駅 改札口	【現状】 ●成田空港の「空港第2ビル」駅が第3ターミナルの最寄駅となっているが、改札口が第2ターミナル側(第3ターミナルと真逆側)にしかない為、第3ターミナル利用客はとても長い距離(徒歩15分程度)を移動しなくてはならない。そのため、とくに大きな荷物を持つ方やお年寄りの方にとっては大きな利用阻害となっている。 【要望内容】 ●「空港第2ビル」駅における第3ターミナル側への改札口設置 (移動距離が約300m短縮)	В3	ナルへの旅客動線の改善について、鉄道事業者との勉強会を開始	●「空港第2ビル駅」から第3ターミナルへの旅客動線の改善については、平成30年9月に発足された検討委員会において、引き続きNAAと鉄道事業者等で検討を進めて行く予定である。	ジェットスター・ジャパン

186	着枠拡 大	【現状】 ●福岡空港においては、すでに発着枠に余剰がなく、路線拡大や増便が不可能な状況である。これにより、福岡空港の路線構成が羽田線に偏っているまま改善することは難しく、羽田線以外の路線利用を希望する旅客の利便を損ねている。 【要望内容】 ●路線ごとに設定可能な便数の上限を設けるキャップ制を導入するなど、羽田以外の路線の便数拡大に寄与する発着枠の割り当ての再編。 ●または、福岡空港と北九州空港の一体化運用を進め、国際線は北九州空港、国内線は福岡空港と機能分離することで、福岡空港の国内線用発着枠を捻出する。	В3	る滑走路処理能力は、誘導路二重 化後の平成31年度には17.0万回 に、また平成37年度の滑走路増設 後には18.8万回~21.1万回(今後の 需要動向を踏まえ、地元の理解を 得た上で増枠を検討)へ増加する予 定である。これにより、羽田線以外 の路線の便数拡大も可能となる。 ●なお、割り当てられた発着枠の 中で、各航空会社が利用者の需要	けるスポットの再編(最大16スポット)については、左記の方向性のとおり、平成32年1月末の完了に向けて、現在整備を	ジェグン
187	PBB付 スポッ トの拡 充	【現状】 ●福岡空港においては、国内線旅客ターミナルのPBB付スポット数不足により、PBBが付かないオープンスポットでの地上取扱業務が増加している。そのため、乗降時の旅客負担が増加するだけでなく、地上取扱業務に要する時間も増加し、便の遅発化など定時運航の弊害となる。さらに、バス使用によるコスト負担増など、コスト負担の増加により航空会社の収支への悪影響も懸念される。 【要望内容】 ●再編工事後のPBB付スポットの増設 ●PBBが2本ある大型機スポットで小型機2機が各々1本ずつPBBを使用する運用	В3	の再編については、再編前と同数のPBB付きスポット13スポットを確保した上で、小型機の需要の動向	けるスポットの再編(最大16スポット)に	ジェット・ジャー・ジャー・

港路 (23) (23) (23) (25) の分 変用	原空 「現状」 ●現在、那覇空港機能維持のため滑走路閉鎖時間(23時~25時30分)を設けているが、那覇空港の航空混雑による前便 遅延や機材故障等の自社都合による遅延等が発生した場合、25時30分以降の到着による運航ダイヤ設定等によりお客様へご迷惑をお掛けすることがある。 (要望内容】 ●お客様への負担軽減の観点から、滑走路閉鎖時間の柔軟な運用や現在の滑走路閉鎖時間の見直し等(お客様搭乗の定期便影響想定の時間帯外の24時~26時30分)の検討を要望したい。	В3	設を踏まえながら、滑走路のメンテ	●増設滑走路の供用後、滑走路閉鎖時間の柔軟な運用が出来るよう今後調整していく。	日ラオシ航イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イ
港σ	3付 不足により、PBBが付かないオープンスポットでの地上取扱業務に要する時間が増加し、便の遅発化を誘発しているだけで	В3	整備を実施中で有り、国内線が利用可能なPBB付スポットを平成30年末に2スポット増設予定である。また、那覇空港ビルディング(株)(以下「NABCO」)が平成32年度末ま	●際内連絡施設整備のうち、国内線が利用可能なPBB付スポット(2スポット)は、平成30年12月18日に先行供用開始。また、際内連絡施設全体については、平成31年3月18日の供用開始に向け、現在整備を進めているところである。	ジェットスター・ジャパン

間駐機	【現状】 ●那覇空港の国内線旅客ターミナル周辺の夜間駐機スポット(トーイング不要)が不足していることにより、容易に夜間駐機を必要とする便の設定ができない。 ●夜間駐機を必要とする時間帯の便数の拡大の制約により旅客利便が損なわれる可能性がある。 【要望内容】 ●夜間駐機スポットの増設	В	いてスポット増設を実施中であり、 平成31年度末に5スポット増設予 定である。	●東側エプロンのスポット(5スポット)増設は、平成31年度末の供用開始に向け、現在整備を進めているところである。	ジェットスター・ジャット
-----	---	---	---	--	--------------

[対応分類] A:現行制度で対応可能/B1:平成29年6月末までに対応済/B2:平成29年度内に対応/B3:平成30年度以降に対応/C:検討の結果対応が困難

番号	要望事項	投稿内容	諸外国の制度等参考情報	分類	投稿への回答と対応状況等	対応状況等(平成31年3月末時点)	要望者
1	規程類の電子化		規程の配布は電子 媒体でも可能となっ ている(EASA Part 145 UG.CAO.00024- 005、FAA AC145-	①A ② B2	(投稿務用であるが ・現行をが ・現行をが ・現行をが ・現行をが ・現行をのの ・の母につでのの ・現行でいるの ・の母にないが ・現行が、 ・の母にないが ・のので ・のののので ・ののので ・ののので ・ののので ・ののののので ・ののののので ・のののののののので ・のののののののののの		(株)フジ ドリームイ ン

[対応分類] A:現行制度で対応可能/B1:目安箱に投稿のあった年度内に対応/B2:目安箱に投稿のあった翌年度以降に対応/C:検討の結果対応が困難

番号	要望事項	投稿内容	諸外国の制度等参考情報	分類	投稿への回答と対応状況等	要望者
	係る要件の見直しについて	技術の進展に伴い運航環境が変化している中で、運航環境に応じた効果的・効率的な訓練・審査を実施しなければならないものの、通達に基づき、各種運航方式毎(RVSM、LVO、RNAV、CPDLC、ETOPS等)に定期訓練・定期審査が求められている。こうした訓練・審査においては、内容が画一的なものや実運航で頻繁に行っているにもかかわらず実施せざるを得ないものなど、実運航の安全性向上への直接的な寄与が期待できない訓練も含まれており、本来の目的である安全性向上への直接的な寄与が期待できない訓練も含まれており、本来の目的である安全性向上への直接的な寄与が期待できない訓練も含まれてリソースの有効活用を阻害している。 「航空に係る技術的な規制の見直しについて(平成29年8月2日)」のNo.149の要望事項において、平成30年度末を目処に関連通達の改正を行うとされていることから、この対応に合わせて対応頂きたい。 具体的な改善点の案 (1)実運航において日常的に行われている運航方式について、事業者の運航状況に応じて事業者の判断で、個々の通達に定められている定期訓練の内容および実施頻度を設定できるようにする(実施しないことも許容する)。(カテゴリーI航行/RVSM航行/RNAV航行 など) (2)導入されてから時間が経っており、技術の信頼性が高く安定した運航を実施できると航空会社として認識していることや、特定の条件に遭遇する機会が少ない運航方式に対する費用対効果を考慮し、事業者の運航状況に応じて事業者の判断で、個々の通達に定められている定期訓練・定期審査の内容及び実施頻度ならびに乗務要件(カテゴリーII航行)を設定できるようにする(実施しないことも許容する)。 (カテゴリーII航行/カテゴリーIII航行 など)		B2	●条に係るには、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	日本航空